

報告書素案（H25.10.2版）へのご意見

<資料一覧>

- 2-1：報告書素案（H25.10.2版）
- 2-2：小幡委員・小原委員ご意見
- 2-3：炭田委員ご意見（①②）
- 2-4：寺田委員ご意見
- 2-5：西澤委員ご意見（①②）
- 2-6：藤井委員ご意見
- 2-7：丸山委員ご意見

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書（素案）

（平成 25 年 ~~10~~9 月 ~~24~~日版）

目次

I 名古屋議定書について.....	1
1. 議定書採択の経緯.....	1
2. 議定書の概要.....	2
3. 議定書の締結状況.....	32
4. 議定書の国内実施に係る各国の動向.....	3
II 名古屋議定書の主要規定.....	54
1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定（第 6 条、第 7 条及び第 8 条）.....	54
2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定（第 15 条、第 16 条及び第 17 条）.....	65
3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方としての対応に係る規定.....	76
4. 用語の定義（第 2 条）.....	7
III 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ.....	117
1. 議定書の締結により達成すべき意義.....	117
2. 遵守に関する国内措置.....	128
（1）基本的な考え方.....	128
（2）適用の範囲.....	138
（3）チェックポイントについて.....	1611
（4）不履行の状況への効果的な対処について.....	2015
3. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について.....	2116
4. 普及啓発及び利用者支援.....	2218
5. その他.....	2319
I 名古屋議定書について.....	1
1. 議定書採択の経緯.....	1
2. 議定書の概要.....	1
3. 議定書の締結の意義.....	2
4. 議定書の締結状況.....	2
5. 議定書の締結に向けた主要先進国の動向.....	3
II 名古屋議定書における主要な義務規定.....	4
1. 遺伝資源の提供国としての義務規定（第 6 条、第 7 条及び第 8 条）.....	4

<u>2. 遺伝資源の利用国としての義務規定（第15条、第16条及び第17条）</u>	<u>5</u>
<u>3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方への義務規定</u>	<u>6</u>
<u>4. 用語の定義（第2条）</u>	<u>6</u>
<u>III 遺伝資源等の利用、並びに遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状</u>	<u>7</u>
<u>1. 遺伝資源等の主な利用</u>	<u>7</u>
<u>2. 遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状</u>	<u>7</u>
<u>（1）利用国としての現状</u>	<u>7</u>
<u>（2）提供国としての現状</u>	<u>8</u>
<u>IV 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方</u>	<u>10</u>
<u>1. 遵守に関する国内措置</u>	<u>10</u>
<u>（1）基本的な考え方</u>	<u>10</u>
<u>（2）適用の範囲</u>	<u>11</u>
<u>（3）チェックポイントについて</u>	<u>14</u>
<u>（4）不履行の状況への効果的な対処について</u>	<u>18</u>
<u>2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について</u>	<u>19</u>
<u>3. 普及啓発及び利用者支援</u>	<u>20</u>
<u>4. その他</u>	<u>21</u>

(参考資料)

1. 名古屋議定書本文（英語）
2. 名古屋議定書本文（仮訳）
3. 国内措置のあり方に係る委員意見書
4. 遺伝資源等の利用状況について
5. 遺伝資源等の利用実態に係る平成24年度環境省アンケート調査結果
6. 名古屋議定書に関する説明資料

I 名古屋議定書について

1. 議定書採択の経緯

「生物の多様性に関する条約」（以下「条約」という。）は、1992年5月に採択され、1993年12月に発効し、現在日本を含む192カ国及び欧州連合（EU）が締結している（アメリカは未締結）。条約第1条には①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用とともに、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とすることを掲げており、条約第15条、第16条及び第19条において遺伝資源の取得の機会の提供や利益の配分（Access and Benefit-Sharing。以下「ABS」という。）について規定している。

~~しかしながら、条約発効後も遺伝資源の利用から生ずる利益の移転が不十分であるとの途上国からの主張により、~~2000年に開催された第5回締約国会議においては、ガイドラインの草案の作成等を行うABSに関する作業部会（以下「作業部会」という。）の設置が決定され、~~た。~~2001年に開催された第1回作業部会における検討を経て、2002年4月の第6回締約国会議（以下「COP6」という。）においては、ABSに関する任意の指針であるボン・ガイドラインが採択された。また、こうした流れを受けて、学術研究者や植物関係機関、微生物保存機関、医薬品企業、バイオテクノロジー企業等を対象としたガイドラインや行動規範が作られる等、自主的な取組が国際的に進められることとなった。

しかしながら途上国はCOP6におけるボン・ガイドラインの採択の時点で既にその後も法的拘束力のある制度を作成するの必要性を主張しており、2002年8～9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）においては、先進国がボン・ガイドラインの成果を判断できない段階では新たな国際的枠組の必要性が認められないと主張したものの、交渉の末、回会議の実施計画において、条約の下で国際的枠組の交渉を開始することを提起する内容が盛り込まれた。これとを契機として、2004年に開催された第7回締約国会議（以下「COP7」という。）では作業部会において国際的枠組の草案の作成及び交渉を行っていくことが決定された。続いて、2006年に開催された第8回締約国会議では、作業部会における作業を第10回締約国会議（以下「COP10」という。）までに完了することが決定された。

COP7以降2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10までの間には7回の作業部会と3回の追加会合が開催され、この間に、法的拘束力のある国際的枠組（議定書）の策定を目指すとの認識が主流になった。作業部会に引き続きCOP10期間中も集中的な交渉が行われたものの、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、COP10最終日前日においても事務レベルでの合意には至らなかった。論点としては、例えば、議定書の適用時期について、先進国は議定書発効以降に入手した遺伝資源が対象になると主張する一方で、途上国からは条約の発効時点まで遡るとする意見や、更には条約発効以前にまで遡って対象とすべきといった意見もあり、議論は平行線を辿った。この他にも、遺伝資源の代謝から生じる化合物等の「派生物」を議定書の対象とすべきか、提供国の国内制度を遵守するために利用国がとるべき措置として利用国の裁量をどこまで認めるか、病原体の扱いについて特別な考慮をするべきかといった複数の論点について、多くの締約国のさまざまな意見が複雑に絡み合い、その解決は困

1 難を極めた。このため、COP10 最終日に議長案が提示され、これをもとに閣僚級の議論が重
2 ねられた結果、最終的に各締約国が互いに譲歩する形で「生物の多様性に関する条約の遺伝
3 資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定
4 書」(以下「議定書」という。)が採択された。

7 2. 議定書の概要

8 議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによ
9 って生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的として
10 いる(第1条)。

11 ABS に関しては、条約において、①各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するも
12 のと認められること(条約第15条1)、②遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当
13 該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、当該締約国の事前の情報
14 に基づく同意(以下「PIC」という。)を必要とすること(条約第15条5)、③遺伝資源の利
15 用から生ずる利益の配分は相互に合意する条件(以下「MAT」という。)で行うこと(条約第
16 15条7)が規定されている。

17 議定書では、条約のこれらの規定の適正な実施を確保するために、①遺伝資源の提供国で
18 ある締約国に対しては、PICの根拠となるABSに関する法令又は規則(以下「ABS法令等」
19 という。)に法的な確実性、明確性及び透明性を与えること(第6条3)等を求めるととも
20 に、②利用国である締約国に対しては、自国の管轄内で利用される遺伝資源が、提供国の
21 ABS法令等に従いPICにより取得されMATが設定されていることとなるよう必要な措置をと
22 ること(第15条1)等を求めている(II参照)。

23 議定書では、この他、ABS法令等における特別の考慮事項(第8条)、生物多様性の保全
24 及び持続可能な利用への貢献(第9条)、多数国間の利益配分の仕組みの検討(第10条)、
25 ABSに関する情報交換センター(以下「ABSクリアリングハウス」という。)の設置及び情報
26 の共有(第14条)、契約の条項のひな型の作成等の奨励(第19条)、任意の行動規範、指針
27 及び裁量の実例又は基準の作成等の奨励(第20条)、ABSに関する啓発(第21条)、開発途
28 上締約国等における議定書の効果的な実施のための能力開発への協力(第22条)等につい
29 て規定している。

30 なお、議定書は条約第15条の規定の範囲内の遺伝資源について適用されるが(第3条)、
31 議定書の目的と適合するABSに関する他の専門的な国際文書が対象とする特定の遺伝資源
32 に関しては、当該国際文書の締約国については適用されない(第4条4)。

33 ※議定書本文については参考資料1及び2を参照。

34 ~~3. 議定書の締結の意義~~

35 ~~① 議定書が掲げる目的の達成への貢献~~

36 ~~日本が議定書に基づく国内措置を構築し、議定書を締結することにより、議定書第1条に~~
37 ~~目的として規定される、「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並~~
38 ~~び生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的として~~

1 ~~びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献すること~~
2 ~~を達成するとともに、提供国及び利用国の双方にとって有益なABSに関するルールの明確化~~
3 ~~により、遺伝資源の利用の一層の促進に資する。~~

5 ~~② 海外の遺伝資源等を利用する日本国内の産業及び研究活動への貢献~~

6 ~~日本が議定書を締結し、議定書に基づく国内措置を実施し、日本の利用者の他の締約国の~~
7 ~~ABS 法令等への遵守を促すことにより、日本の利用者が他の締約国からの信頼を得て遺伝資~~
8 ~~源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。）を円滑に取得でき~~
9 ~~るようになり、海外の遺伝資源等を利用する日本国内の産業及び研究活動の進展に資する。~~

11 ~~③ 国際社会における責任の履行~~

12 ~~議定書を締結し、その義務を履行することにより、議定書の発効及び効果的な実施を促進~~
13 ~~し、条約の締約国として、また、議定書の採択に当たり重要な役割を果たした COP10 議長国~~
14 ~~として、国際社会において求められる責任を果たす。~~

16 3.4. 議定書の締結状況

17 議定書は、50 の条約締約国の締結後 90 日目の日に発効することとなっている（議定書第
18 33 条 1）。平成 25 年●月●日時点の締約国は、230ヶ国である（締結した順に、ガボン、ヨ
19 ルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、エチオピア、パナ
20 マ、モーリシャス、南アフリカ、アルバニア、ミクロネシア、ボツワナ、シリア、モンゴル、
21 コモロ、ホンジュラス、タジキスタン、コートジボアール、ギニアビサウ、インドネシア）。

22 なお、議定書が署名のために開放された平成 23 年 2 月 2 日から平成 24 年 2 月 1 日までの
23 間に、日本（平成 23 年 5 月 11 日署名）を含む 91 ヶ国及び EU（欧州連合）が署名し、~~早期~~
24 ~~の締結、議定書の発効を目指している。~~

26 4.5. 議定書の国内締結実施に係る向けた主要先進各国の動向

27 ~~平成 25 年●月●日時点では、主要な先進国のうち議定書を締結した国はまだなく、各国~~
28 ~~とも締結に向けて議定書に対応する国内措置を検討している状況にある。~~議定書に基づき講
29 ずるべき主な国内措置は、遺伝資源の提供国としての措置と利用国としての措置とに分けら
30 れるが、提供国としての措置については各国が措置を講じないとの決定をすることもできる
31 （II 参照）。また、この提供国としての措置については、条約において基本的な手続きが定
32 められており（I の 2 参照）、~~オーストラリアやノルウェー等では~~条約に基づいた制度を議
33 定書の採択以前から有している国も存在する。

34 平成●年●月●日時点の議定書の締約国の国内措置に関しては、メキシコ、インド、エチ
35 オピア、パナマ、南アフリカが条約に基づく提供国としての制度を有している（ABS の措置
36 に係る条約事務局のデータベースに基づく）こと以外には、現時点では具体的な情報は得ら
37 れていない。

38 他方、議定書を未締結の国のうち、

1 主要な先進国のうち、締結に向けた検討が特に進んでいると考えられる国としては、これ
2 までに議定書の国内措置の案を公表する等して特に検討が進んでいると考えられる国とし
3 ては、~~いる~~EU、デンマーク、スイス、ノルウェー、マレーシア等が挙げられる。――

4 EUでは、欧州委員会（EC）が平成24年10月4日付で規則案を公表し、欧州議会及びEU
5 環境相理事会が当該規則案について、~~審議中~~である。なお、規則とは、EUにおける立法措
6 置の一形態であり、その全ての内容が拘束力を持ち、かつ、加盟国で直接適用が可能なもの
7 とされている。欧州委員会では、パブリックコンサルテーションや利害関係者との調整、影
8 響評価等の結果として、EU加盟国間の高いレベルでの調和を確保するとともに異なる基準
9 が並立することを避けるために、規則を選択したとしている。平成24年10月4日付けで公
10 表された規則案では、遺伝資源の利用国としての措置を主な内容としており、提供国として
11 の措置については、EUとして統一的な措置は必要ないとし、導入の判断は各EU加盟国に任
12 せている。利用国としての措置の主な内容は、利用者に対して、①遺伝資源及び遺伝資源に
13 関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。） 遺伝資源等の提供国である他の締約
14 国のABS法令等を遵守し、当該遺伝資源等についてのABSに関連する情報を入手、保存し、
15 後続の利用者に伝達する等の相当の注意（due diligence）を払うこと、②公的研究助成金
16 を受けて遺伝資源等を利用する場合や、遺伝資源等に基づいて開発した製品の販売承認を求
17 める際は又は商業化時に、①の実施について申告すること等を義務付けるものとなっている。
18 ただし、これらの内容は欧州議会及びEU環境相理事会による審議により変更され得る。
19 EUでは、平成26年10月に開催が予定されている条約の第12回締約国会議までに、規則を
20 採択の上で議定書をの締結することを目指している。

21 EU加盟国であるデンマークでは、平成24年9月6日に法律案を公表し、同年12月19日
22 に議会において当該法律案を採択している。当該法律には、…（※情報を確認次第追記す
23 る。）

24 スイスでは、ABSに係る内容を既存法に追加する法改正を検討している。その主たる内容
25 は利用国としての措置であり、利用者に対して、①他の締約国の法令等を遵守する等の相当
26 の注意や、②遺伝資源等の利用に基づいて開発された商品の販売承認前又は商業化前の申告
27 等を義務付けるものとなっており、EUの規則案との共通性が見られる。提供国としての措
28 置については、スイスの遺伝資源の利用について利用者にPICの取得やMATの締結を義務付
29 けることができるとしている。平成25年4月10日に連邦参事会において、議定書の締結の
30 承認を求める国会への提案とともに当該改正法案が採択され、今後は国会での審議が行われ
31 ることとなっている。議定書の締結の時期は平成25年末と見込まれている。

32 ノルウェーでは、議定書の採択以前から、法律において、海洋を含む自然環境下の遺伝資
33 源の取得については許可を必要とする等の提供国としての措置に加え、他国由来の遺伝資源
34 をノルウェー国内で利用する場合には当該他国のPICを取得しているとの情報を伴う必要
35 がある等とする利用国としての措置を規定している。議定書への対応として、当該法律を改
36 正し（平成25年7月1日施行）、遺伝資源に関連する伝統的な知識を対象として追加してい
37 る他、当該法律の実施の細則を定める行政規則の作成を検討している。~~は…（※情報を確~~
38 ~~認次第追記する。）~~

マレーシアでは、提供国としての措置を主とする法律案について平成 24 年 9 月から同年 10 月までパブリックコメントを実施済みである。当該法律案には、利用国としての措置の内容も含まれており、他の条約締約国で取得した生物資源について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けており、許可書等の添付のない生物資源の利用を防止する措置を別途定めるとしている。

II 名古屋議定書における主要な義務規定

議定書において、遺伝資源の提供国（PIC を要求する締約国）である締約国又は利用国である締約国としての対応が求められている主な規定の概要は以下のとおりである（参考添付資料 1 及び 2 の条文参照）。

1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る義務規定（第 6 条、第 7 条及び第 8 条）

① 遺伝資源の取得の機会の提供（第 6 条）

遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国の ABS 法令等に従い、当該締約国の PIC を取得することが必要とされている。ただし、「当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。」と規定されており、PIC を要求するか否かは締約国の裁量に委ねられている（第 6 条 1）。

利用者に対して PIC の取得を要求する締約国は、手続の明確化を図ること等が求められており、具体的には、公正で恣意的でない規則や手続を定めること（第 6 条 3 (b)）、権限のある当局が合理的な期間内に明確で透明性のある書面による決定を行うこと（第 6 条 3 (d)）、PIC を与えるとの決定及び MAT の設定を証明するものとして許可証等を発給することについて定め、当該許可証等を ABS クリアリングハウスに通報すること（第 6 条 3 (e)）、MAT を要求し、設定するための明確な規則や手続を確立すること（第 6 条 3 (g)）等のための措置をとることが規定されている。

なお、ABS クリアリングハウスに通報された許可証等は、国際的に認められた遵守の証明書として扱われることとなる（第 17 条 2）。この遵守の証明書は、秘密の情報に該当しない限り、少なくとも①発給した当局、②発給日、③提供者、④証明書の固有の識別記号、⑤PIC が与えられた個人又は団体、⑥当該証明書が対象とする事項又は遺伝資源、⑦MAT が設定されたことの確認、⑧PIC が得られたことの確認、⑨商業的又は非商業的な利用、の情報を含むこととされている（第 17 条 4）。

② 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供（第 7 条）

国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民の社会及び地域社会（以下「先住民等社会」という。）が有するものについて、当該先住民等社会の PIC 又は承認及び参加を得て取得されること、並びに MAT が設定されていることを確保するために適当な措置をとることが規定されている。

1
2 ※条約の公定訳及び議定書の仮訳では「indigenous communities」を「原住民の社会」と訳しているが、本報告書におい
3 ては「先住民の社会」と記載する。

4 5 ③ 特別の考慮事項（第8条）

6 ABS法令等を定め、実施するに当たっての特別の考慮事項として、生物多様性の保全及び
7 持続可能な利用に貢献する研究を促進し、奨励するための条件（非商業的な目的の研究のた
8 めの取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡
9 易な措置によることとするを含む。）を整えること（第8条(a)）、人、動物又は植物の
10 健康に脅威又は損害を与える緊急事態に妥当な考慮を払うこと（第8条(b)）、食料及び農業
11 のための遺伝資源の重要性や食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること（第8条(c)
12 ）が規定されている。

13 14 2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る義務規定（第15条、第16条及び第17条）

15 ① ABS法令等の遵守（第15条）

16 自国の管轄内で利用される遺伝資源が、当該遺伝資源の提供国である他の締約国のABS法
17 令等に従い、PICにより取得されており、MATが設定されていることとなるような措置をとる
18 こと（第15条1）、当該措置の不履行の状況に対処するための措置をとること（第15条2）
19 、可能かつ適当な場合には、他の締約国のABS法令等への違反が申し立てられた事案につい
20 て協力すること（第15条3）が規定されている。

21
22 ※なお、PICを要求する他の条約締約国において、遺伝資源の取得の機会の提供を受けようとする者は、議定書の本規定に
23 基づく日本の国内措置の如何にかかわらず、条約に基づき、当該他の条約締約国の法令等に従い、PICを取得しMATを締
24 結する必要があることに留意する必要がある。

25 26 ② 遺伝資源に関連する伝統的な知識に係る ABS法令等の遵守（第16条）

27 自国の管轄内で利用される遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該伝統的な知識を有す
28 る原住先住民等社会が所在する他の締約国のABS法令等に従い、これらの社会のPIC又は承認
29 及び参加を得て取得されており、MATが設定されていることとなるよう、適宜、措置をとる
30 こと（第16条1）、当該措置の不履行の状況に対処するための措置をとること（第16条2）
31 、可能かつ適当な場合には、提供国のABS法令等への違反が申し立てられた事案について協
32 力すること（第16条3）が規定されている。

33 34 ③ 遺伝資源の利用の監視 (monitoring)（第17条）

35 遵守を支援するため、遺伝資源の利用について監視 (monitoring) し、利用の透明性を高
36 めるための措置をとること（第17条1）が規定されている。当該措置には、以下を踏まえ
37 た一又は二以上のチェックポイント（確認のための機関）を指定することが含まれる（第1
38 7条1(a)）。

- 1 ア 適当な場合、PIC、遺伝資源の出所及び MAT の設定等に関する関連情報を収集又は受領
2 すること（第 17 条 1 (a) (i)）。
- 3 イ 適当な場合、利用者に対して、アの関連情報を提供することを要求するとともに、この
4 不履行の状況に対処するための措置をとること（第 17 条 1 (a) (ii)）。
- 5 ウ アの関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情
6 報を含む。）を、秘密の情報の保護を妨げることなく、関連する国内当局、PICを与える提
7 供国及び適当な場合には ABS クリアリングハウスに提供すること（第 17 条 1 (a) (iii)）。
- 8 エ チェックポイントは、効果的なものでなければならず、アからウの実施に関連する機能
9 を有すべきであり、遺伝資源の利用又は関連情報（特に、研究、開発、イノベーション、
10 商業化前又は商業化の全ての段階に関連するもの）の収集と関連を有しているべきである
11 こと（第 17 条 1 (a) (iv)）。

13 3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方 としての対応に係るへの義務 規定

15 (1) ABS クリアリングハウス及び情報の共有（第 14 条）

16 締約国は、秘密の情報の保護を妨げることなく、議定書によって必要とされている情報及
17 び締約国会議の決定により必要とされる情報を ABS クリアリングハウスに提供することが
18 規定されている（第 14 条 2）。これらの情報には以下を含むとされている。

19 ア ABS に関する立法上、行政上及び政策上の措置

20 イ 国内の中央連絡先及び権限ある当局に関する情報

21 ウ PIC を与えるとの決定及び MAT の設定を証明するものとして発給された許可証等

23 (2) MAT の遵守（第 18 条）

24 締約国は、遺伝資源等の提供者及び利用者に対して、紛争解決を対象とする規定を MAT に
25 含めることを奨励すること（第 18 条 1）、MAT から生ずる紛争の事案について、自国の法制
26 度の下で訴訟を提起することができることを確保すること（第 18 条 2）が規定されている。

28 4. 用語の定義（第 2 条）

29 上記 1、2 及び 3 に記述した各条文に基づく措置の対象となる遺伝資源や遺伝資源の利用
30 の定義は以下のように規定されている。

32 ① 遺伝資源（条約第 2 条の用語の定義を適用）

33 「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

34 「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材
35 をいう。

37 ② 遺伝資源の利用

38 「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行

1 うこと（条約第二条に定義するバイオテクノロジーを用いて行うものを含む。）をいう。

2
3 ※条約第二条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、
4 生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

8 III 遺伝資源等の利用、並びに遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状

9 10 1 遺伝資源等の主な利用

11 日本を含む世界各地の遺伝資源等は、分類学、生化学、農学等の学術研究や、医薬品や化
12 成品、化粧品、機能性食品、種苗その他の産業活動で幅広く利用されており、その成果は人
13 類の福利の向上に貢献している。また、非商業的な学術研究の成果は、生物の多様性の保全
14 や持続可能な利用への貢献が期待される。

15 遺伝資源の利用形態は分野によって異なり、例えば、医薬品の開発においては、微生物及
16 び動植物等の多数の遺伝資源の中から最終的には一つの遺伝資源が産生する酵素又は受容
17 体の活性阻害等の機能をもつ生化学化合物を見出し利用することが多いが、種苗の新品種
18 の開発においては、複数の植物遺伝資源を段階的に掛け合わせていくことが一般的である。な
19 お、医薬品及び種苗の新品種の開発には長い年月を要するとされる。

20 利用する遺伝資源の取得方法も分野による違いが見られ、分類学の研究等では生息域内の
21 遺伝資源を採取して用いることが多いが、種苗の新品種や機能性食品の開発等では商品とし
22 て販売される他の品種や食品を購入して用いることが多いとされる。なお、植物の新品種の
23 保護に関する国際条約（以下、「UPOV 条約」という。）第 15 条及び UPOV 条約に準拠した
24 種苗法において、種苗の新品種の研究開発のために他の品種を利用することについては当該
25 他の品種の育成者権が及ばないことが規定されており、これに基づいて、公共の利益のため
26 の植物新品種の育成が歴史的・国際的に行われてきた。また、種苗に関しては、名古屋議定
27 書に対する特別法としての位置づけにある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
28 際条約（以下、「ITPGR」という。）が存在し、この条約の下、食糧安全保障上の重要性等
29 に基づいて選定された植物遺伝資源を対象とした ABS に関する多数国間の制度が設立されて
30 いる。

31 一方、学術研究においては、発表した研究結果の再現性を保証する必要があることから、
32 第三者から要望があった場合にはその研究において利用した遺伝資源を当該第三者に提供
33 することが慣例となっており、これを論文掲載の条件としている学術雑誌も多い。また、国
34 際細菌命名規約では、原核生物の新種・新亜種を論文発表する際には、その基準株を 2ヶ国
35 以上の公的な保存機関に寄託し、他者に対して制限なく利用可能とすることを義務付けてい
36 る。その他の微生物株においてもこうした寄託の慣行があるとされる。このような遺伝資源
37 の提供や譲受けは、通常、生物遺伝資源移転合意書（MTA）や共同研究契約等を締結した
38 上で行われている。この他、生化学等の研究により明らかとなった DNA（デオキシリボ核

1 ~~酸)の塩基配列等の遺伝情報をデータベースに登録し、世界中の研究者と共有することも慣~~
2 ~~例的に行われている。~~

4 ~~2. 遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状~~

6 ~~(1) 利用国としての現状~~

8 ~~① 他国の遺伝資源等の利用状況~~

9 ~~学術研究及び産業活動の各分野において、日本の利用者は他国の遺伝資源を利用してお~~
10 ~~り、環境省が平成 24 年度に実施したアンケート調査※（以下、環境省の調査という。）の~~
11 ~~結果からは主として東アジア、東南アジア、北米、ヨーロッパにおいてそれらの遺伝資源を~~
12 ~~取得している事例が明らかとなっている。それらの取得方法は様々であり、利用者自身が現~~
13 ~~地に赴き採取する方法、国内外のコレクションから取得する方法、商社、原料供給メーカー~~
14 ~~等の仲介業者から購入する方法、あるいは国内外の市場で販売される食品や種苗等の商品と~~
15 ~~して購入する方法などが見られる。日本の利用者は今後も他国の遺伝資源を取得する意向が~~
16 ~~あるが、他国の遺伝資源の取得に際しての重要なポイントである利用者による当該他国の~~
17 ~~ABS 法令等の確認や PIC の取得に関しては、PIC に関する手続きが不明確であることや、手~~
18 ~~続きを行う窓口が不明であること、PIC を得られるまでに時間を要すること、他者を介して~~
19 ~~取得した遺伝資源の由来が不明であること等が課題と指摘されている。~~

20 ~~他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得は遺伝資源と比べて事例が限られるが、原~~
21 ~~住民等社会の PIC 等を得、MAT を結び、更には利益配分を行った例も数件確認されている。~~
22 ~~他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する課題については、遺伝資源の取得と~~
23 ~~同様に、手続きに関連した課題が指摘されている。~~

25 ~~② 利用者への普及啓発等の取組~~

26 ~~経済産業省及びバイオインダストリー協会は条約に基づいて遺伝資源へのアクセスの円~~
27 ~~滑化を促進する事業を約 20 年前から展開しており、平成 17 年には条約及びボン・ガイドラ~~
28 ~~インに基づく ABS の遵守に関するガイドラインである「遺伝資源へのアクセス手引」を作成~~
29 ~~し、平成 24 年には名古屋議定書を反映した同手引きの第 2 版を作成し、これらを活用して~~
30 ~~企業や研究者に対して啓発を行ってきた。また、平成 17 年から相談窓口を設置してい~~
31 ~~る。~~

32 ~~国立遺伝学研究所では、研究者に対する普及啓発を行っているほか、大学や研究機関向け~~
33 ~~の相談窓口を設置している。~~

35 ~~(2) 提供国としての現状~~

37 ~~① 日本の遺伝資源等の状況~~

~~ア 遺伝資源の状況~~

~~日本は四方を海に囲まれた島国であり、中緯度地域において南北約 3,000km に亘る長い国土を有し、海岸から山岳までの大きな標高差があることや、大小様々な数千の島嶼を有すること、はっきりとした四季の変化があること等の特徴により世界的に見ても豊かな生物多様性を有しており、豊富な遺伝資源が存在していると考えられる。~~

~~日本の遺伝資源の保存については、科学技術庁長官による諮問「遺伝子資源としての生物の確保方策について」に対する昭和 59 年 6 月 26 日付科学技術庁資源調査会答申に基づき、これまで施策が講じられてきており、生息域内においては生物多様性保全上重要な地域や遺伝資源として重要な森林の保全及び絶滅のおそれのある野生動植物や学術価値が高く重要な動植物等の保護を図るとともに、生息域外においては、ナショナルバイオリソースプロジェクトや各種のジーンバンクにおける遺伝資源の収集・保存事業により、学術研究上及び産業上有用な遺伝資源のみならず、生物多様性保全上重要な遺伝資源の保存が図られている。~~

~~イ 遺伝資源に関連する伝統的な知識の状況~~

~~提供国としての措置の対象となるのは、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民等社会が有するものとされている（第 7 条。II の 1（2）参照）。遺伝資源に関連する伝統的な知識については、条約及び議定書のいずれにも定義が規定されていないものの、議定書第 3 条及び条約第 8 条(j)を踏まえ、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民等社会においてその伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と関連性を有するものと考えられる。例としては、特定の原住民等社会が居住する地域に生育する植物の薬効に関して当該社会内のみにおいて昔から風習として伝わってきた知識等が挙げられる。日本においては、このような知識のほとんどは文献等に記載された状態にあると考えられ、特定の原住民等社会に特有の遺伝資源に関連する伝統的な知識が当該社会内で現代においても用いられている可能性は低いと考えられる。なお、伝統医学として発展してきた日本の漢方薬に関する知識や、文献に記載されたり、医薬品等として一般に市場に流通している民間薬や家伝薬の知識は、国内各地に広がっており、特定の原住民等社会のみが有するものではないため、議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識には該当しない。~~

~~② 日本の遺伝資源等の利用状況~~

~~日本では、これまで条約に基づく遺伝資源の提供国としての措置（I の 2 参照）は講じておらず、利用者が日本の遺伝資源を取得する際は、関係法令に従う必要はあるが、日本政府から PIC は求められていない。~~

~~18 世紀に大英帝国を中心としたプラントハンターが我が国で活躍した歴史をはじめ、共同研究を行う等他国の利用者と日本の利用者との間で交流があることや、1980 年代に海外企業の天然物創薬の拠点が国内に所在していたこと等を踏まえれば、他国の利用者による利用も含め、日本の遺伝資源等の利用は過去より行われてきたと考えられる。~~

~~日本の遺伝資源は、他国の遺伝資源と同様、学術研究及び産業活動の各分野において利用~~

1 ~~されている。環境省の調査の結果からは、日本の遺伝資源は、北海道から沖縄までの全ての~~
2 ~~地域において、国有地、公有地、私有地の土地所有形態の別を問わず、山岳・森林、海域、~~
3 ~~温泉や深海等の極限環境、或いは自社所有地内等の様々な環境において取得されていること~~
4 ~~が明らかとなっている。日本の遺伝資源の取得方法については、他国の遺伝資源の場合と同~~
5 ~~様、利用者自身による現地採取やコレクションからの取得、市場で販売される食品や種苗等~~
6 ~~の商品として購入及び商社等の仲介業者からの購入が挙げられるが、他国の遺伝資源につい~~
7 ~~ての場合と比べて、利用者自身が現地で採取する機会が多いと示唆される。現地採取は、多~~
8 ~~くの場合、土地所有者等の承諾を得た上で行われており、利益配分に関しては、土地所有者~~
9 ~~等の提供者と MAT を締結し、利益配分を行った例も認められる。~~

10 ~~議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものであるかは不明であるが、環境~~
11 ~~省の調査結果では、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、提供者と MAT を結び、利益~~
12 ~~配分を行ったことがあるとする企業の例も確認されている。~~

13 ~~※ 環境省が平成 24 年度に実施したアンケート調査~~

14 ~~平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、産業界については国内上場企業のうち水産・農林、食料品、繊維、パルプ・紙、化学、~~
15 ~~医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品の全社、他業界については研究開発費上位社を抽出するとともに、関係業界の主要 7~~
16 ~~団体に協力依頼し、1994 社に対して行い、有効回収サンプルは 511 (回収率 25.6%) となっている。研究者については、~~
17 ~~生物化学、農学 (特に育種・園芸) 及びバイオテクノロジー関連学会 (約 30 団体) 等に周知を依頼し、インターネット上~~
18 ~~に掲載したアンケートへの回答を募集し、有効回収サンプルは 140 となっている。なお、アンケート調査の際に、「遺伝~~
19 ~~資源」及び「遺伝資源の利用」については、条約及び議定書の定義に基づくもの、また、「遺伝資源に関する伝統的な知~~
20 ~~識」については、「先(原)住民社会及び地域社会が伝統的に保有してきた知識、工夫及び慣行のうち、その社会に固有~~
21 ~~と思われるもので、遺伝資源に関連するもの。」とし、伝統的な知識の取得例として、「遺伝資源の探索の際に、特定の~~
22 ~~遺伝資源の存在を先住民等社会からの聞き取り・案内等により知得する」、「動植物等の探索・収集、研究開発等を行うに~~
23 ~~当たり、前もって先住民等社会から当該動植物等について一般的に知られていない伝統的な食習慣や薬用法を聞き取る」~~
24 ~~と説明の上、実施している。~~

26 IIIIV 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ

27 1. 議定書の締結により達成すべき意義

28 議定書の締結により、次のことが達成されるような国内措置が構築されるべきである。

29 ① 議定書が掲げる目的の達成

30 議定書第 1 条に目的として規定される「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に
31 配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用
32 に貢献すること」を達成する。

1
2 ② 遺伝資源等を利用する産業及び研究活動への貢献

3 提供国及び利用国の双方にとって有益な ABS に関するルールの明確化により、遺伝資源等
4 の利用を促進し、遺伝資源等を利用する産業及び研究活動の進展に資する。

5
6 ③ 議定書の効果的な実施の促進

7 条約の締約国として、また、議定書の採択に当たり重要な役割を果たした COP10 議長国と
8 して、議定書の発効及び効果的な実施を促進する。

9
10
11 2.1. 遵守に関する国内措置

12
13 (1) 基本的な考え方

14
15 ① 遺伝資源等の適正な利用の促進への貢献

16 遵守に関する国内措置（以下「遵守措置」という。）は、出所やその国の ABS 法令等への
17 遵守が確かな遺伝資源であることを保証する機能をもち、利用者が安心して遺伝資源を利用
18 できることとなり、利用の促進に貢献し、~~するものとされるべきである。~~また、利用者による
19 提供国の ABS 法令等の遵守のための自主的な取組を後押しするものとされるべきである。

20
21 ② 国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任

22 遵守措置は、日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産
23 業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するためのものであって、かつ、日本の
24 利用者が提供国からの信頼を得られる~~ものとし、~~また、国内にも海外にも説明できるものと
25 される必要がある。

26
27 ③ 明確、簡素かつ实际的

28 遵守措置は、遺伝資源のすべての利用者が対応できるよう、明確かつ確実であって、実施
29 にあたって過度な負担がない簡素なものであり、各々の学術研究分野や産業分野におけるこ
30 れまでの利用慣行から可能な限り乖離しない程度に实际的なものとされるべきである。ま
31 た、運用の実態を踏まえて遵守措置を~~変~~更~~す~~えることも検討されるべきである。

32
33 ④ 遺伝資源の国際的な流通への配慮

34 日本と EU 等の主要先進国等の利用者間での遺伝資源の流通が今後も円滑に行われるよ
35 う、可能かつ適切な範囲内で日本の遵守措置とそれらの国の遵守措置のルールの互換性につ
36 いて配慮されるべきである。

37
38 ⑤ 利用者への支援等

1 遵守措置を実施する前提として、その普及啓発が行われる必要がある。また、遵守措置と
2 併せて、利用者に対する支援措置が実施及び普及啓発されることが必要である。(IVの ~~4-3~~
3 参照)

5 (2) 適用の範囲

7 ① ABS 法令等が存在する他の締約国

8 遵守措置の対象とする他の締約国は、議定書第6条3（とりわけ第6条3(e)）を満たす
9 ABS 法令等を整備し、当該 ABS 法令等の情報を ABS クリアリングハウス等を通して公開して
10 いる締約国とされるべきである。他の締約国で ABS 法令等が整備されていても、その通りに
11 運用されていない場合には、遵守措置においては実際の運用のレベル以上のことは行わない
12 こととすること、そのような場合には特に学術研究利用において対応が困難であることに配
13 慮すること、また、他の締約国が ABS クリアリングハウスに提供している情報の正確さの程
14 度に応じて対応すること等について検討されるべきである。一方で、遵守措置が提供国の
15 ABS 法令等との組み合わせにより実施されるという形がとられる場合には、組み合わせのケ
16 ースが複雑にならないよう配慮されるべきである。

18 ② 遵守措置施行後に取得された遺伝資源

19 遵守措置の対象とする遺伝資源は、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後であ
20 って、かつ、他の締約国で ABS 法令等が施行された後に、当該他の締約国において取得され
21 た遺伝資源に限定されるべきである。

22 遵守措置の対象とする遺伝資源の範囲に関しては、遺伝資源の定義も含めて、可能な限り
23 明確にすること、例えば、提供国において野外で採取し、日本国内に持ち込まれた遺伝資源
24 のみを対象とすること 等などが検討されるべきである。遺伝資源の利用状況の監視
25 (monitoring) に関しては、ABS クリアリングハウスを通じて国際的に認められた遵守証明
26 書を把握していればよいという考え方が成り立ち得るかについて検討されるべきである。

28 ③ ヒト遺伝資源の扱い

29 ヒト遺伝資源については、条約の第2回締約国会議において条約の対象外とすることが決
30 定されていることから (II/11)、遵守措置の対象から除外されるべきである。

32 ④ 派生物の扱い

33 天然に存在しないものである派生物については、当事者同士の取り決め (MAT) に委ねる
34 こととし、遵守措置の対象からは除外されるべきである。

35 これに関連して、遺伝資源の利用の考え方は法的安定性を有する ~~ものとされる~~べきであ
36 り、例えば、ある人が権利をもつ A というアイデアをヒントに、別の人が B というアイデア
37 を見出した場合、A の利用及び A+B の利用は A の利用に該当するが、B のみの利用は A の利
38 用に該当しないという特許における考え方が参考とされるべきである。

1
2 ⑤ 病原体の扱い

3 急激な感染拡大時等の緊急時において迅速な対応が可能となるよう、病原体を遵守措置の
4 対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きを簡便なものとする
5 ことが検討されるべきである。緊急の対応を必要とする病原体とそうでないものとの線引き
6 は難しいが、世界保健機関の「インフルエンザウイルスの共有並びにワクチン及びその他の
7 利益へのアクセスのためのパンデミックインフルエンザ事前対策枠組み」が対象とするもの
8 については、遵守措置の適用の対象から除くことが可能であるか検討の余地があり、世界保
9 健機関における動向も踏まえる必要がある。一方で、病原体であると同時に有用物質を生産
10 するものも数多く存在することから、例えば利用目的によって扱いを区別することを考える
11 場合は、その実行可能性について十分に検討されるべきである。

12
13 ⑥ コモディティの扱い

14 コモディティは原則として遵守措置の対象から除外されるべきであるが、除外する方法に
15 ついては、コモディティを全体的に除外した上で例外的に対象とする場合を定めるか、コモ
16 ディティを全体的に対象とした上で除外する場合を定めるかについては検討される必要が
17 ある。対象とするコモディティと対象外とするコモディティの線引きは、種類又は利用目的
18 によるとすることが考えられるが、種類は提供国によって異なる可能性があるため、利用目
19 的によるものとし、対象又は対象外となる利用目的を定めた上で、提供国の ABS 法令等に
20 従うよう定める必要がある。その際の提供国の ABS 法令等の遵守に関しては、当該 ABS
21 法令等においてコモディティを規制の対象としているかや、ABS 担当局と輸出当局との連
22 携を含むその法令等の実施の実態、日本の一般消費者が購入する際に当該 ABS 法令等に基
23 づくルールがコモディティに明示されているか等の実態に基づき~~くこと~~が検討されるべき
24 である。

25 遵守措置の対象となるのは、売買時の本来の目的とは異なる目的で利用する場合~~とされる~~
26 ~~べき~~であり、例えば、本来の目的とは異なり遺伝的な分析を行い有用なものを開発する目的
27 で利用する場合は対象とされるべき~~である~~だが、育種目的や製薬目的で取引されている市販
28 品種や薬用植物をその本来の目的とされている育種や製薬のために利用することは対象外
29 とされるべきである。特に市販品種に関しては、種苗法や UPOV 条約に基づき、個人農家
30 等がそれらと他品種との交雑等を一般的に行っていることを踏まえる必要がある。また、教
31 育目的での利用については例外的に対象外とするよう配慮されるべきである。

32 なお、コモディティ~~と~~の用語については、その範囲が必ずしも明確ではないため、定義す
33 るか、他の用語を用いることが検討されるべきである。

34 また、議定書第 4 条 1 の規定が、広範に流通している食品等のコモディティが、売買時の
35 本来の目的で利用される場合に、~~それら~~を議定書の適用範囲から除外する根拠となるかどう
36 かについても検討されるべきである。

37
38 ⑦ 研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い

1 カルチャーコレクションから微生物を提供する場合の利用目的は、薬等の力価の測定等に
2 用いる検定菌として、新種を提案する場合に比較の対象とされる分類学的な基準株として、
3 有用物質生産等の研究開発の対象としての三つの場合に大きく分けられる。このうち、検定
4 菌については、アメリカ・ヨーロッパ・日本の三薬局方で共通しており、指定された各国の
5 コレクションにおいて同じ菌が使えるようになっているという現状から、遵守措置の対象外
6 とされるべきである。また、遵守措置と微生物に係る国際寄託の制度との整合が図られるべ
7 きである。一方で、検定菌や基準株も産業利用のポテンシャルを有していることから、これ
8 らの利用の線引きをどのように行うかは検討されるべきである。

9 ⑧ 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い

11 議定書の範囲内である原住先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的
12 な知識が遵守措置の対象とされるべきである。また、提供国が、自国の遺伝資源に関連する
13 伝統的な知識の一覧を作成し ABS クリアリングハウスを通じて周知していることを、遵守
14 措置の対象とする前提とすることが検討されるべきである。一方で、書籍等に記載され公知
15 となっている遺伝資源に関連する伝統的な知識の利益配分先についても検討されるべきで
16 ある。

18 ⑨ 非商業目的の学術研究利用の扱い

19 非商業目的の学術研究利用については、遵守措置の対象から除外されるか、又は対象とさ
20 れずる場合には遵守措置における手続き についてを配慮したものとされるべきである。ま
21 た、学術研究利用の利益配分は、論文の公表や提供国の科学技術力の向上への貢献等であり、
22 非金銭的なものであると捉えられるべきである。

24 ⑩ MAT の内容に関する遵守への関与

25 第 15 条に基づく MAT に関する遵守の対応としてはその設定の有無の確認とされるべきで
26 あるが、提供国が ABS 法令等において MAT の内容に関して規定しており、その情報を ABS
27 クリアリングハウス等を通じて明確に示している場合に限り、設定された MAT の内容が当該
28 ABS 法令等に従うものであるかを確認する必要があるか検討されるべきである。

29 MAT の内容の履行に関しては議定書第 18 条に基づいて対応されるべきである。

31 ⑪ 既存の国際的制度枠組み（ITPGR 等）との関係

32 議定書第 4 条 4 に基づき名古屋議定書の適用がを明確に除外される対象としては、ITPGR
33 の多数国間の制度（MLS）の対象となる附属書 I 掲載作物が考えられる。しかし、植物育種
34 を行う上での ABS に係る課題は附属書 I 掲載作物に限らず全ての植物に共通であることを
35 踏まえて、MLS で使用される定型の素材移転契約（以下「SMTA」という。）を用いて ABS を
36 実施している場合には、附属書 I 掲載作物以外の植物種についても遵守措置の対象から除外
37 することが検討されるべきである。

38 また、遵守措置は、第 4 条 1 に規定される、議定書と他の国際協定や国際文書は基本的に

1 両立し優先順位は存在しないとの原則を踏まえたものとされるべきである。

2
3 (3) チェックポイントについて

4
5 ① チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について

6
7 ア チェックポイントによる効果的な確認の方法

8 遺伝資源が事業所や研究室の中でどのように使用されているのかを監視 (monitoring) す
9 ることについては、研究段階では極めて多数のサンプルを扱うことから難しく、また、その
10 ほとんどが成果に結びつかないことからその意義には疑問があり、仮にそのような監視
11 (monitoring) が行われるとしても実際問題として PIC の取得や MAT の設定なしに国内に持
12 ち込まれ使われているものについて確認することは困難と思われる。このため、全ての遺伝
13 資源の利用について監視 (monitoring) することよりも、むしろその成果や利益である論文
14 発表、学会発表、特許取得、製品化について把握・管理すること によって 対応されるべき
15 である。

16 企業としては製品を販売できなければそれまでの投資が無駄になること、また、学術研究
17 の最終的な成果は論文発表であることから、PIC の取得や MAT の設定がなされていない遺伝
18 資源の利用による製品化や論文発表を防ぐことができれば監視 (monitoring) の目的は達成
19 されると考えられる。

20 EU の当初の規則案 (平成 24 年 10 月公表) では、商業化の前までに相当な注意義務の履
21 行について届出を求めることとしており、利用者にとって柔軟性があり煩雑さが軽減される
22 ように配慮されていることから、この考え方が遵守措置に取り入れられるべきである。

23 遵守の確認の方法に関しては、利用者による自発的な連絡 や、チェックポイントによる
24 ABS クリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認、親子鑑定によ
25 うな高度な技術に拠らないでできる限り簡素な方法での確認、学術研究に関しては論文を受
26 理・管理する部署による遺伝資源の適切な利用を促すための研究者への指摘等についても検
27 討されるべきである。

28 この他、次のこと等についても考慮される必要がある。

- 29 ・議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条を一体的に捉えて、第 17 条に基づいて具体的に機能
30 する仕組みを考えることが実際的事であること 。
- 31 ・遵守措置は第 17 条において使用されて いる “shall” “would” “will” “should” に応
32 じたものとする こと 。
- 33 ・収集した情報を遵守措置の改善に役立たせることも念頭におき、チェックポイントに国内
34 における ABS に関する動向や、PIC 取得や MAT 設定の状況を把握する機能をもたせるこ
35 と 。
- 36 ・チェックポイントは遺伝資源利用の監視 (monitoring) と利用に関する透明性の向上を通
37 じて遵守を支援することを目的とし、遺伝資源の利用を取り締まるのではなく、確認と注
38 意、指摘をその機能とすべきであり、極めて少数の悪意ある利用者の制裁を重視するあま

り、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなものとするべきではないこと~~。~~

・2005年からの「遺伝資源へのアクセス手引き（経済産業省・バイオインダストリー協会）」の実施等の経験を踏まえること~~等についても考慮される必要がある。~~

イ MAT についての確認

~~2.4~~ (2) ⑩に記載したとおり、第15条に基づく MAT に関する遵守の対応としてはその設定の有無の確認を基本とし、MAT の内容の履行に関しては議定書第18条に基づいて対応されるべきである。

一方で、次のこと等についても検討されるべきである。

・非公開とすることを前提に、他国から信頼を得られるよう、チェックポイントにおいて PIC 及び MAT の内容を把握できるようにし、利益配分の実施を確認すること。

・MAT の内容は商業利用又は非商業利用、業界、利用事例により内容やあり方が大きく異なるため、事例を大別して MAT の確認の考え方を整理すること。~~などについても検討されるべきである。~~

ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring) 方法

非商業的利用については、それらが引き続き円滑に行われるよう、遵守措置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きが設けられる場合には緩やかな手続きとされるときも、外部から批判を浴びることのないよう透明性が確保される必要がある。

国際的に認められた遵守の証明書においても商業的利用と非商業的利用の区別があることから、遵守措置において両者を区別した手続き等を設けることは可能と考えられ、仮に両者の区別のない遵守措置が実施されれば研究現場が大いに混乱する可能性があることから、非商業的利用に対する配慮がなされるべきである。

学術研究利用については、例えば、科学研究費等の申請の際に、他国の遺伝資源を研究に用いる場合は、ABS について理解しており、これを遵守する旨の宣言を求めるという方法があり得る。また、研究を発表する時点や公的資金を受領する時点等における自発的な届出の制度を設けることについても検討されるべきである。

エ 遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法

学術研究利用に際して、自由かつ円滑な第三者への遺伝資源の提供が困難になれば、学術研究の発展への大きな障害となる。このため、遵守措置において遺伝資源の移転をトレースすることは行わない~~こととされる~~か最小限に留められるべきである。

学術研究利用においては、遺伝資源を譲り受ける又は提供する際には、論文発表を視野にその出所等に係る情報をやりとりするようにしており、また、商業的利用を行う場合には別途契約を必要とする等の条件を付した契約を結び、商業的利益が生じた際の対応を担保するようになっていることから、こうした情報伝達や、契約の締結とその及び遵守を普及することにより、議定書に基づく遵守~~に~~への対応することができるは可能と考えられる。また、このような学術研究利用に係る自主的なルールについて届け出てもらい、国でそれを承認するこ

1 とにより、学術研究利用時の遵守を提供国に対して保証することも検討されるべきである。
2 なお、提供国から日本国内での学術研究利用について隅々までトレースするよう域外適用を
3 迫られるような事態に備えて、遵守措置では域外適用の双務的な原則を採用することについ
4 ても検討されるべきである。

5 商業的利用においては、第三者への遺伝資源の移転の可否や提供国への利益配分の方法に
6 ついては、当該遺伝資源が取得された際の最初の MAT の規定によることととになるため、現
7 在の実態を踏まえても、当該遺伝資源の最終段階の利用までのトレースに関しては当該 MAT
8 を設定した最初の利用者に委ねられることとされるべきである。なお、条約の方式に馴染ま
9 ない種苗等の産業分野の課題については、より馴染む制度の下での解決に努めることが最も
10 合理的であることが考慮されるべきである。

11 また、企業による研究活動に係る情報は、権利化又は製品化するまでは基本的にその企業
12 内に留められるものであり、他の利用者と共有することはあまり望ましいことではないこと
13 がについて考慮されるべきである。

14 他方、提供国と締結した契約の内容によっては、契約当事者である利用者による毎年の遺
15 伝資源の利用状況についての報告が求められることがあり、こうした提供国への報告も遺伝
16 資源のトレースという概念に含まれ得るが、このような事例においてチェックポイントに対
17 して同様の報告を行う必要はないと考えられる。

18
19 オ 他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲

20 植物育種では変化が加わった子孫が拡散していくため、遵守措置において、それらの子孫
21 の扱いをは当該子孫に含まれる個々の遺伝資源の提供国の ABS 法令等における規定に拠る
22 こととされれば、複雑な状況になり対応することが困難となる。ITPGR では、開発中の植物
23 遺伝資源である中間物の定義や扱いが明確にされており、その利用に関して、提供国からそ
24 の元となった遺伝資源を取得した者に求めていることは、当該中間物を第三者に譲渡する際
25 のパスポートデータの添付及び FAO の基金への情報提供までとされており、育種の中間的な
26 経過等のモニタリングは成果物が生じた段階で行うこととされている。遵守措置においても
27 こうした扱いについて検討されるべきである。

28 また、植物育種では、最終的にできた新品種が、その開発に用いられたある提供国の遺伝
29 資源のごく一部の形質しか受け継いでいない状態のものとなる場合があるが、その受け継い
30 だ形質が例えば耐病性に関わるものであるとすれば商業的に利用できるものとなる。遵守措
31 置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きが設けられる場合には、新品種と、そ
32 の新品種に導入された提供国の遺伝資源に係る情報のみを対象とし、試験過程で用いられた
33 ものの新品種に導入されなかった遺伝資源については対象外としないこととされるべきで
34 ある。

35 植物育種の例に見るように、提供国の遺伝資源を掛け合わせる等して作られるものに関す
36 る監視 (monitoring) について検討される際には、提供国の遺伝資源から引き継がれた形質
37 の割合よりも引き継がれた重要な形質の有無が重視されるべきである。一方で、提供国の遺
38 伝資源を掛け合わせる等して作られたものは、利用者の知恵が加えられた当該提供国の遺伝

1 資源とは異なるものであるとして、その後の利用については遵守措置の対象としないという
2 考え方についても検討されるべきである。

3

4 カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化

5 重篤な感染症が発生した場合にはワクチン等を迅速に作る必要がある等、病原体の利用に
6 は緊急性を要する場合があります、こうした場合の迅速な対応を可能にするため、病原体の定義
7 が検討されるとともに、世界保健機関や厚生労働省における緊急性に係る判断基準をもとに
8 して、ヒトに対する病原体の利用に関わる手続きが、例えばチェックポイントへの事前の情
9 報提供等の手続きが設けられる場合に病原体の利用に関しては事後の情報提供を認めるこ
10 ととする等の簡便なものとされる必要がある。簡便な手続きとしては、例えばチェックポ
11 イントへの事前の情報提供等の手続きを設ける場合に病原体の利用に関しては事後の情報提
12 供を認めること等が考えられる。

13 なお、遵守措置による手続きがあまり負荷のかからないものとされる場合には、簡便化さ
14 れた手続きが特に設けられないことも考えられる。

15

16 ② 情報の収集と提供

17 チェックポイントへの情報提供等の手続きが設けられる場合には、利用者に提供を求める
18 情報は、MAT が設定されていることの実事確認ができる情報を含む議定書第 17 条 4 に規定
19 される国際的に認められた遵守の証明書に載せられるべき情報や、提供国で取得された遺伝
20 資源を用いて新品種を開発する等の事例においては、当該新品種が国際的に認められた遵守
21 の証明書に記載される遺伝資源の子孫であることを証明する情報等の必要最小限のもの
22 し、これら以外の情報の提供については任意とされるべきである。一方で、利益配分の優良
23 事例等を積み上げ、遵守措置の改善に役立てる観点から、MAT の内容についてもチェックポ
24 イントへの提供を求めることが検討される必要がある。

25 チェックポイントでは利用者から提供を受けた契約内容や研究内容の詳細等の秘密を保
26 持される必要がある。チェックポイントから ABS クリアリングハウスに提供する等して公開
27 される情報は、秘密を含まない最低限のものとされるべきである。また、EU の当初の規則
28 案では、ABS クリアリングハウスへの遵守への対応に関する情報の提供は 2 年に一度と低い
29 頻度とされていることが参考にされるべきである。

30

31 ③ チェックポイントの指定

32 EU の当初の規則案における商業化前に相当な注意義務の遵守を確認するという考え方は
33 利用者からは歓迎されるものであるが、産業振興や研究開発の発展を阻害しない観点から、
34 この確認を特許出願の審査や医薬品の承認審査、品種登録出願の審査等と関連させるべき
35 ではない。なお、製品に使用された遺伝資源の出所開示の問題については、例えば MAT の設定
36 交渉において「特許明細書の中に原産国を明記する」等の趣旨の条項を含めることに合意す
37 れば解決可能と考えられる。

38 チェックポイントの指定については、特定の省庁が全面的に担当する形や、所管する産業

1 分野等を担当する省庁と全体を監督する省庁を置く形が考えられるが、遺伝資源の利用実態
2 を踏まえた実施体制が検討されるべきである。

3

4 ④ 外部からのバイオパイラシー等の指摘への対応

5 | 提供国政府以外の主体からの指摘に対しては政府として対応~~す~~されるべきではない。ま
6 た、提供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は基本的に自己責任
7 | において対応すると考えられるため、遵守措置はこのことをが考慮したものとされるべきで
8 ある。

9 チェックポイントは、ABS クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法令の
10 内容に精通しておき、提供国で取得された遺伝資源の利用について当該提供国から指摘を受
11 けた場合には、当該指摘に関する情報の正しさの証明を当該提供国に対して求め、その内容
12 を検証した上で、必要性があると認められる場合のみ、指摘の対象となっている利用者に対
13 | して事実関係の説明~~がを求めらる~~こととされるべきである。また、当該提供国からの指摘が
14 理不尽なもの判断された場合には、その国に対して正当な理由を示し、然るべき対応と処
15 理を行えるような体制をもつことが必要である。

16 |

17

18 (4) 不履行の状況への効果的な対処について

19

20 ① 遵守措置の不履行（第 15 条 2 及び第 16 条 2）

21 過失による遵守措置の不遵守の場合には、利用者には不遵守の状況を是正する機会が設けら
22 れるべきである。利用者に対して是正を求める以上の措置を設けるかどうかについては、何
23 | らかの処分があると~~いう~~されること自体が研究を萎縮させることも考慮して、検討されるべ
24 きである。

25 日本の企業の ABS に関する活動方針から判断して、故意による提供国の ABS 法令等の不遵
26 守や契約の不履行がなされることは総じて考えにくい、国内の市場を中心に商品開発して
27 いる中小規模の事業者の中には、遺伝資源を取得した提供国に違法性が伝わらないであろう
28 と考えて、故意に提供国の ABS 法令等に違反する形で利用する者が一定数存在しているとい
29 う実態があるため、他国から日本がどのように見られるかも考え、このような利用者への対
30 応が検討されるべきである。ただし、このような利用者を全て見つけ出すことは困難である
31 と思われるため、現実を踏まえた目標設定が行われるべきである。他方、市販品種を遵守措
32 置の対象とすれば、UPOV 条約や種苗法に基づき従来より市販品種を育種利用してきた多く
33 の事業者が意図せず不遵守を行ってしまう可能性があることが留意されるべきである。

34 なお、日本の利用者が提供国の ABS 法令等を遵守していなかった場合に、日本政府が当該
35 提供国に代わって当該利用者を罰するようなことは、通常、両国間で相互的に義務を果たし
36 | 合うという条件が有る等の極めて例外的なケースに限られる~~ことが踏まえらる~~べきであ
37 る。

38

1 ② チェックポイントからの情報要求への不履行（第 17 条 1 (a) (ii)）

2 PIC の取得及び MAT の設定に関して疑いがある場合に、事実関係を把握する仕組みがなけ
3 れば、提供国の ABS 法令等に従って適切にこれらを取得・設定した利用者との関係で違法行
4 為者を不当に利することになる。また、チェックポイントに求められる役割が効果的に果た
5 されるようにするためには、利用者がチェックポイントからの情報提供の要求に応じない場
6 合には、当該利用者に情報提供を強制する権限が必要となると考えられる。こうした対応に
7 ついては、他の締約国の実施状況も踏まえて、それらとバランスがのとられたものとされる
8 べきである。

9
10 3.2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について

11 日本では、これまで条約に基づく遺伝資源の提供国としての措置（I の 2 参照）は講じて
12 おらず、利用者が日本の遺伝資源を取得する際は、関係法令に従う必要はあるが、日本政府
13 の PIC は求められていない。

14 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性、すなわち遺伝資源等の取得に際して 日本政府
15 の PIC 等を得ること 等を必要とさせる制度（以下「国内 PIC 制度」という。）を日本で措置
16 する必要性について検討する際には、排他的経済水域も含めて日本の生物資源は決して乏し
17 くないという前提に立ち、国内 PIC 制度を措置する場合又は措置しない場合の公益、遺伝資
18 源等が存在する地域やその利用の関わり方への影響について、これらをどのような時間軸で
19 測るかも含めて、考慮されるべきである。

20 また、条約の目的の達成のために必要な生物多様性に係る研究の推進のためには国内 PIC
21 制度が措置されない方が望ましい一方で、日本の固有で豊かな生物資源は十分に把握されて
22 おらず勝手に国外に持ち出されることを防ぐためには国内 PIC 制度により権利保護を図る
23 必要性が考えられるところ、両者のバランスの取り方も重要になる。更には、日本の国内生
24 物資源の管理及び利用状況について他国がどのように考えるかという視点ももたれるべき
25 であり、これに関連して、例えば日本が緩やかな国内 PIC 制度を措置し、他国に範を示すと
26 いう考え方もあり得るが、同様の他国の事例では結果として緩やかとはいえない制度となっ
27 ていることも踏まえる必要がある。

28 学術研究での利用の観点からは、国際競争力の確保のためには必要な研究材料等を最小限
29 の手続きで、かつ、時宜に即した形で海外とやりとりする必要があるところ、国内 PIC 制度
30 が導入されれば、国際共同研究において相手国から国内のコレクションに遺伝資源が寄託等
31 される場合に権利関係の手続きが煩雑になり、相手国から遺伝資源が提供される際のハード
32 ルが高くなってしまふことや、研究内容よりも手続きについての相談が先に立ち相手国の研
33 究者とのつながりが薄れてしまふことも懸念されるため、国内 PIC 制度は措置されないか、
34 措置されるとしても学術研究利用については除外されるべきであると考えられる。また、科
35 学と技術革新を立国の基礎とする日本としては、産業利用の観点からも、国内 PIC 制度の導
36 入が裏目に出る可能性は大きく、死活的に深刻な問題になり得る。一方で、国で制度を定め
37 れば、それに沿った運用であれば適正な利用が保証されるとして、企業がそうした運用を社
38 内で採用できるという側面もある。

1 国内 PIC 制度の必要性に関する日本の状況は条約の締結時から基本的に変わっておらず、
2 むしろ国内 PIC 制度を導入した国々の遺伝資源の取得が利用者にとって困難となり、結果と
3 してそれらの国々が利益の配分を得難くなった経験からは、国内 PIC 制度は措置しない方が
4 良いとの教訓が得られたとも 言え認識される ところである。

5 遺伝資源に関連する伝統的知識については、生物多様性条約や名古屋議定書では 原住先住
6 民等社会が有するものを指しており、漢方薬に関する知識はこうしたものに該当しない。また、
7 国内にこうした知識があるとしても公知の状態であることが考えられるが、日本の現行
8 法では、新規性、進歩性、産業利用可能性の何れにも該当のないものは誰もが自由に利用で
9 き、そうしたものを特定の者が独占する権利はないことも踏まえらるべきである。このよ
10 うな観点から、保護されるべき固有の知識は仮にあったとしても少ないものと考えられる。

11 現時点では上記のような状況から、国内 PIC 制度を措置する必要性は低いものと考えられ
12 るが、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続される
13 必要がある。

14 将来措置する必要性が高まった場合には、遺伝資源の持続的な利用による利益配分を通じ
15 て途上国の保護地域制度の発展に役立てようとの発想が ABS 制度の出発点であったことか
16 ら、自然保護制度による対応を検討し、配分された利益を日本の生物多様性保全のために使
17 うことが検討されるべきである。また、制度の導入以前の取得まで遡及しないことを原則と
18 することや、学術研究利用を目的とする取得については日本又は他国に由来するものである
19 かを問わず制度の対象外とされるべきこと、他の先進国との科学技術や産業分野における協
20 力関係を維持する観点から内外差別を設定するべきではないこと、現行の自然保護制度で対
21 象となっていない菌類や原生生物等も対象に加えること、行政的な管理コストを含めた日本
22 に合った実施体制や手法とすることが考慮されるべきである。更には、環境基本計画の下で
23 の位置付けや、民有地の地権者が持つ財産権との調整、日本国内で取得された遺伝資源であ
24 るという証明書を発行するだけの簡易な別の制度の可能性、種苗法や UPOV 条約等の既存の
25 関連制度との調整、遺伝資源コレクションにおいて保存する微生物の名称や採取場所等の情
26 報の整備、作物を国内 PIC の対象とする場合には作物の原種の出産国との関係の整理、伝統
27 的知識については定義や権利の所有者、措置することによる公益の検討等の多岐に渡る検討
28 が必要とされる。

30 4-3. 普及啓発及び利用者支援

32 ① 普及啓発

33 ABS 原則の普及啓発は、特に、中小企業や零細企業の多い業界では重要であり、そうした
34 業界を優先して実施される必要がある。普及啓発の内容としては、これまで既に実施してい
35 る条約の内容に加えて、議定書の内容、議定書に基づくチェックポイントの役割や監視
36 (monitoring) の内容、バイオパイラシーとされた事例や留意点、バイオパイラシー等と指
37 摘された場合に利用者自身が対処できるように証拠文書の保存方法等が考えられる。なお、
38 経済産業省及びバイオインダストリー協会が条約、ボン・ガイドライン及び議定書を踏まえ

1 | て作成した ABS の遵守に関するガイドラインである「遺伝資源へのアクセス手引」既存の
2 | ABS に関する手引き書は、普及啓発のツールとしてだけでなく議定書に基づく遵守措置が
3 | できるまでの間の自発的な国内遵守措置として活用可能である。

4 | こうした普及啓発とともに、経済産業省及びバイオインダストリー協会、国立遺伝学研究所
5 | が既に行っているように、利用者が他国からバイオパイラシー等として指摘された場合に
6 | 相談に応じる窓口の整備も必要である。こうした窓口の実効性を確保するためには、継続性
7 | と専門性のある組織が担当することやチェックポイントが実施することが考えられる。また、
8 | また、各業界で相談窓口となれるような人材を育成する仕組みも検討されるべきである。

9 | ② 利用者支援

11 | 国内遵守措置と併せて、遺伝資源利用者が海外提供国と円滑に ABS を実施できるような支
12 | 援措置が実施される必要がある。支援措置の内容としては、学術研究から商業利用に円滑に
13 | 移行できる契約のひな形や ITPGR-FA で利用されている SMTA を参考とした契約のひな形の作
14 | 成が考えられるが、契約の条件まで規制するようなひな形を作成することは避けるように留
15 | 意される必要がある。また、遺伝資源のコレクション間での遺伝資源の円滑な移動を可能と
16 | する制度や、海外遺伝資源へのアクセスの円滑化措置として、日本の遺伝資源利用者の過半
17 | 数が利用すると推察されるアジア地域等の国々との包括的な遺伝資源の取得手続きの構築、
18 | ABS に関する良い実践例の表彰や普及等についても支援措置として検討される必要がある。

20 | 5.4. その他

22 | ① 利用者が自らとるべき対応

23 | 他者から他国由来の遺伝資源等を譲り受ける際には、当該他国の PIC が取得され、MAT が
24 | 設定されていることを書面で確認することが遺伝資源の利用者にとって最も基本かつ重要
25 | なことである。提供国の ABS 法令等に遺伝資源の利用に係る詳細な規定がある場合には、そ
26 | れらの規定を反映させた MAT を作成し、PIC の申請時にこれを添付して、権限のある当局か
27 | ら PIC とともに当該 MAT について了解を得ることで、提供国の ABS 法令等を遵守した MAT
28 | の締結が可能となり、提供国及び提供者の双方を満足させることができる。MAT の設定につ
29 | いては、その効力の及ぶ範囲について、提供国の意図を十分理解した上で合意できる内容と
30 | することが重要である。

31 | また、技術移転や共同研究の成果の共有や金銭的な利益配分を行うことを提供国に対して
32 | 示していくことで提供国との関係を維持し、提供国にとって日本への遺伝資源の提供を魅力
33 | あるものとし、利用可能な遺伝資源を拡大していく必要がある。

35 | ② その他

36 | 遵守措置の検討に当たっては、国際的な解説書や EU 等の先進国の事例を参考にして国際
37 | 的な相場観を把握しつつ、日本が不利にならないように配慮されるべきである。また、議定
38 | 書の解釈に当たっては、原文を踏まえながら、第 17 条で使用されている“shall”“would”

- 1 “will” “should” に応じたものとする必要がある。
- 2 必要な海外遺伝資源等の取得ができないことにより、日本の学術研究や産業界が困らない
- 3 ように、産官学が一体となって ABS を円滑に実施するために取り組む必要がある。

III—遺伝資源等の利用、並びに遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本状況の現状について

1 遺伝資源等の主な利用

本検討会での議論を踏まえた遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。）の主な利用については、次のとおりである。

日本を含む世界各地の遺伝資源等は、分類学、生化学、農学等の学術研究や、医薬品や化粧品、化粧品、機能的食品、種苗その他の産業活動で幅広く利用されており、その成果は人類の福利の向上に貢献している。また、非商業的な学術研究の成果は、生物の多様性の保全や持続可能な利用への貢献が期待される。

遺伝資源の利用形態は分野によって異なり、例えば、医薬品の開発においては、微生物及び動植物等の多数の遺伝資源の中から最終的には一つの遺伝資源が産生する酵素又は受容体の活性阻害等の機能をもつ生化学化合物を見出し利用することが多いが、種苗の新品種の開発においては、複数の植物遺伝資源を段階的に掛け合わせていくことが一般的である。なお、医薬品及び種苗の新品種の開発には長い年月を要するとされる。また、医薬品の開発に関しては、創薬技術の中では遺伝資源を使用する天然物創薬は効率が低いこともあり、国内措置は天然物創薬が下火にならないよう負荷の少ないものとされることが望まれている。

利用する遺伝資源の取得方法も分野による違いが見られ、分類学の研究等では生息域内の遺伝資源を採取して用いることが多いが、種苗の新品種や機能的食品の開発等では商品として販売される他の品種や食品を購入して用いることが多いとされる。なお、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下、「UPOV 条約」という。）第 15 条及び UPOV 条約に準拠した種苗法において、種苗の新品種の研究開発のために他の品種を利用することについては当該他の品種の育成者権が及ばないことが規定されており、これに基づいて、公共の利益のための植物新品種の育成が歴史的・国際的に行われてきた。また、種苗に関しては、名古屋議定書に対する特別法としての位置づけにある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下、「ITPGR」という。）が存在し、この条約の下、食糧安全保障上の重要性等に基づいて選定された植物遺伝資源を対象とした ABS に関する多数国間の制度が設立されている。

他方、学術研究においては、発表した研究結果の再現性を保証する必要があることから、第三者から要望があった場合にはその研究において利用した遺伝資源を当該第三者に提供する 必要があことが慣例となっており、これを論文掲載の条件としている学術雑誌も多い。また、国際細菌命名規約では、原核生物の新種・新亜種を論文発表する際には、その基準株を 2ヶ国以上の公的な保存機関に寄託し、他者に対して制限なく利用可能とすることを義務付けている。その他の微生物株においてもこうした寄託 が行われているの慣行があるとされる。このような遺伝資源の提供や譲受けは、通常、生物遺伝資源移転合意書（MTA）や共

同研究契約等を締結した上で行われている。この他、生化学等の研究により明らかとなった DNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列等の遺伝情報をデータベースに登録し、世界中の研究者と共有することも慣例的に行われている。

2. 遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状

（1）利用国としての現状

① 他国の遺伝資源等の利用状況

学術研究及び産業活動の各分野において、日本の利用者は他国の遺伝資源を利用しており、環境省が平成 24 年度に実施したアンケート調査※（以下、環境省の調査という。）の結果からは主として東アジア、東南アジア、北米、ヨーロッパにおいてそれらの遺伝資源を取得している事例が明らかとなっている。それらの取得方法は様々であり、利用者自身が現地に赴き採取する方法、国内外のコレクションから取得する方法、商社、原料供給メーカー等の仲介業者から購入する方法、あるいは国内外の市場で販売される食品や種苗等の商品として購入する方法などが見られる。日本の利用者は今後も他国の遺伝資源を取得する意向があるが、他国の遺伝資源の取得に際しての重要なポイントである利用者による当該他国の ABS 法令等の確認や PIC の取得に関しては、PIC に関する手続きが不明確であることや、手続きを行う窓口が不明であること、PIC を得られるまでに時間を要すること、他者を介して取得した遺伝資源の由来が不明であること等が課題と指摘されている。

他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得は遺伝資源と比べて事例が限られるが、先住民等社会の PIC 等を得、MAT を結び、更には利益配分を行った例も数件確認されている。他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する課題については、遺伝資源の取得と同様に、手続きに関連した課題が指摘されている。

② 利用者への普及啓発等の取組

経済産業省及びバイオインダストリー協会は条約に基づいて遺伝資源へのアクセスの円滑化を促進する事業を約 20 年前から展開しており、平成 17 年には条約及びボン・ガイドラインに基づく ABS の遵守に関するガイドラインである「遺伝資源へのアクセス手引」を作成し、平成 24 年には名古屋議定書を反映した同手引きの第 2 版を作成し、これらを活用して企業や研究者に対して啓発を行ってきた。また、平成 17 年から相談窓口を設置している。国立遺伝学研究所では、研究者に対する普及啓発を行っているほか、大学や研究機関向けの相談窓口を設置している。

（2）提供国としての現状

① 日本の遺伝資源等の状況

本検討会での議論を踏まえた日本の遺伝資源等の状況については、次のとおりである。

(1) ア 遺伝資源の状況

日本は四方を海に囲まれた島国であり、中緯度地域において南北約 3,000km に亘る長い国土を有し、海岸から山岳までの大きな標高差があることや、大小様々な数千の島嶼を有すること、はっきりとした四季の変化があること等の特徴により世界的に見ても豊かな生物多様性を有しており、豊富な遺伝資源が存在していると考えられる。

日本の遺伝資源の保存については、科学技術庁長官による諮問「遺伝子資源としての生物の確保方策について」に対する昭和 59 年 6 月 26 日付科学技術庁資源調査会答申に基づき、これまで施策が講じられてきており、生息域内においては生物多様性保全上重要な地域や遺伝資源として重要な森林の保全及び絶滅のおそれのある野生動植物や学術価値が高く重要な動植物等の保護を図るとともに、生息域外においては、ナショナルバイオリソースプロジェクトや各種のジーンバンクにおける遺伝資源の収集・保存事業により、学術研究上及び産業上有用な遺伝資源のみならず、生物多様性保全上重要な遺伝資源の保存が図られている。

日本の遺伝資源の利用については、3 (1) に記載するように日本の利用者により利用されているほか、18 世紀に大英帝国を中心としたプラントハンターが我が国で活躍していたことや、1980 年代に海外企業の天然物創薬の拠点が国内に所在していたこと、現在においては共同研究を行う等して他国の利用者と日本の利用者との間で交流があること等を踏まえれば、他国の利用者にも過去より利用されていると考えられる。

(2) イ 遺伝資源に関連する伝統的な知識の状況

~~提供国としての措置の対象となるのは、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民等社会が有するものとされている（第 7 条。II の 1 (2) 参照）。~~ 遺伝資源に関連する伝統的な知識については、条約及び議定書のいずれにも定義が規定されていないものの、議定書第 3 条及び条約第 8 条(j)を踏まえ、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民等社会においてその伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と関連性を有するものと考えられる。例としては、特定の先住民等社会が居住する地域に生育する植物の薬効に関して当該社会内のみにおいて昔から風習として伝わってきた知識等が挙げられる。日本においては、このような知識のほとんどは文献等に記載された状態にあると考えられ、特定の先住民等社会に特有の遺伝資源に関連する伝統的な知識が当該社会内で現代においても用いられている可能性は低いと考えられる。なお、伝統医学として発展してきた日本の漢方薬に関する知識や、文献に記載されたり、医薬品等として一般に市場に流通している民間薬や家伝薬の知識は、国内各地に広がっており、特定の先住民等社会のみが有するものではないため、議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識には該当しない。

3. ②—日本又は他国の遺伝資源等の利用状況

環境省が平成 24 年度に実施したアンケート調査の結果（参考資料 5 参照）に基づく日本の利用者による日本又は他国の遺伝資源等の利用状況については、次のとおりである。

(1) 日本での遺伝資源等の利用状況

~~日本では、これまで条約に基づく遺伝資源の提供国としての措置（I の 2 参照）は講じておらず、利用者が日本の遺伝資源を取得する際は、関係法令に従う必要はあるが、日本政府から PIC は求められていない。~~

~~—18 世紀に大英帝国を中心としたプラントハンターが我が国で活躍した歴史をはじめ、共同研究を行う等他国の利用者と日本の利用者との間で交流があることや、1980 年代に海外企業の天然物創薬の拠点が国内に所在していたこと等を踏まえれば、他国の利用者による利用も含め、日本の遺伝資源等の利用は過去より行われてきたと考えられる。~~

—日本の遺伝資源は、他国の遺伝資源と同様に、学術研究及び産業活動の各分野において日本の利用者に利用されている。環境省の調査の結果からは、日本の遺伝資源は、北海道から沖縄までの全ての地域において、国有地、公有地、私有地の土地所有形態の別を問わず、山岳・森林、海域、温泉や深海等の極限環境、或いは自社所有地内等の様々な環境において取得されていることが明らかとなっている。日本の遺伝資源の取得方法については、他国の遺伝資源の場合と同様に、利用者自身による現地採取やコレクションからの取得、市場で販売される食品や種苗等の商品として購入及び商社等の仲介業者からの購入が挙げられるが、他国の遺伝資源についての場合と比べて、利用者自身が現地で採取する機会が多いことが示唆される。現地採取は、多くの場合、土地所有者等の承諾を得た上で行われており、利益配分に関しては、土地所有者等の提供者と MAT を締結し、利益配分を行った例も認められる。

議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものであるかは不明であるが、環境省の調査結果では、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、提供者と MAT を結び、利益配分を行ったことがあるとする企業の例も確認されている。

(2) 他国の遺伝資源等の利用状況

日本の利用者は、日本の遺伝資源と同様に、学術研究及び産業活動の各分野において他国の遺伝資源を利用しており、主として東アジア、東南アジア、北米、ヨーロッパにおいてこれらの遺伝資源を取得している事例が明らかとなっている。それらの取得方法は日本の遺伝資源の場合と同様に様々であり、利用者自身が現地に赴き採取する方法、国内外のコレクションから取得する方法、商社、原料供給メーカー等の仲介業者から購入する方法、あるいは国内外の市場で販売される食品や種苗等の商品として購入する方法などが見られる。日本の利用者は今後も他国の遺伝資源を取得する意向があるが、他国の遺伝資源の取得に際しての当該他国の ABS 法令等の確認や PIC の取得に関しては、PIC に関する手続きが不明確であることや、手続きを行う窓口が不明であること、PIC を得られるまでに時間を要すること、他者を介して取得した遺伝資源の由来が不明であること等が課題と指摘されている。

他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得は遺伝資源と比べて事例が限られるが、先住民等社会のPIC等を得、MATを結び、更には利益配分を行った例も数件確認されている。他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する課題については、遺伝資源の取得と同様に、手続きに関連した課題が指摘されている。

※ 環境省が平成24年度に実施したアンケート調査

平成24年2月から3月にかけて、産業界については国内上場企業のうち水産・農林、食料品、繊維、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品の全社、他業界については研究開発費上位社を抽出するとともに、関係業界の主要7団体に協力依頼し、1994社に対して行い、有効回収サンプルは511（回収率25.6%）となっている。研究者については、生物化学、農学（特に育種・園芸）及びバイオテクノロジー関連学会（約30団体）等に周知を依頼し、インターネット上に掲載したアンケートへの回答を募集し、有効回収サンプルは140となっている。なお、アンケート調査の際に、「遺伝資源」及び「遺伝資源の利用」については、条約及び議定書の定義に基づくもの、また、「遺伝資源に関する伝統的な知識」については、「先（原）住民社会及び地域社会が伝統的に保有してきた知識、工夫及び慣行のうち、その社会に固有と思われるもので、遺伝資源に関連するもの。」とし、伝統的な知識の取得例として、「遺伝資源の探索の際に、特定の遺伝資源の存在を先住民等社会からの聞き取り・案内等により知得する」、「動植物等の探索・収集、研究開発等を行うに当たり、前もって先住民等社会から当該動植物等について一般的に知られていない伝統的な食習慣や薬用法を聞き取る」と説明の上、実施している。

全体：新第 章については、内容について、またどの様な書きぶりにするか、例えば多数意見と少数意見が判読できる記述をするか等の更なる議論が必要。また「(2)適用の範囲」で記載されたことが、「(3)チェックポイントについて」において反映されている必要があるか、精査が必要。さらに重複した記述の検討と排除も必要。

名古屋議定書について

1) P1L28～29 「1. 議定書採択の経緯」

<原文> この間に、法的拘束力のある国際的枠組（議定書）の策定を目指すとの認識が主流になった。

（質問）「認識が主流」というのは先進国もそのようになった、ということでしょうか。

2) P1L30～31

<原文> COP10 最終日前日においても事務レベルでの合意には至らなかった。

<修正文> COP10 最終日前日においても ABS 非公式協議グループ（ICG）での合意には至らなかった。

（理由）ICG における各国代表等による議論のはずですので、「事務レベル」ではないと思います。

3) P2L1

<原文> 「最終的に各締約国が互いに譲歩する形で」

<修正文> 「最終的に各締約国が幅広く解釈できる書き方で」

【理由】

名古屋議定書は、各国が納得して合意した訳ではなく、締約国がそれぞれの立場で解釈可能な形で締結したため。（あり方検討会でも確認済）

4) P2L21 「2. 議定書の概要」

<原文> 議定書では、この他、ABS 法令等における特別の考慮事項（第 8 条）

<修正文> 議定書では、この他、ABS 法令等における非商業目的の研究、病原体による緊急事態、食糧・農業への特別の考慮事項（第 8 条）

（理由）とも重複はしますが、は分かりにくい表現ですので、この段階で簡潔かつ具体的な記述がほしいと考えます。この文では他にも少し長いものもありますので、バランス的にも問題ないと考えます。

名古屋議定書の主要規定

1) P4L19～P7L15

【意見】

章の条文解説部分は shall, would, should などのニュアンスもあり、 章の書きぶりに対応させたブラッシュアップが必要と考えます。

名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ

1) P7L20 ~ 35 「 1 . 議定書の締結により達成すべき意義」

< 原文 >

議定書が掲げる目的の達成

議定書第 1 条に目的として規定される「 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献すること」を達成する。

遺伝資源等を利用する産業及び研究活動への貢献

提供国及び利用国の双方にとって有益な ABS に関するルールの明確化により、 遺伝資源等の利用を促進し、 遺伝資源等を利用する産業及び研究活動の進展に資する。

議定書の効果的な実施の促進

条約の締約国として、また、議定書の採択に当たり重要な役割を果たした COP10 議長国として、議定書の発効及び効果的な実施を促進する。

【意見】

と は理想・理念を記述しているに過ぎない。また は責任を果たすことが我が国の将来にとって負の遺産にならないとも限らない。国としての国民に対するメリット、デメリットの実態に即した現状調査を行い、分析後、デメリット少なし、メリット多しということを確認後、国内措置を開始すべきである。現状、すべての提供国で国内措置および政府の PIC 受給の体制が整っているわけではない。現時点では、議定書の締結については、デメリットが多く、時期尚早であると考え。根本的な意義を明確に記載し、具体的な利用者に対して、メリットデメリットを調査すべきである。

2) P7L22

< 原文 > 議定書の締結により、次のことが達成されるような国内措置が構築されるべきである。

< 修正文 > 議定書の締結により、次のことが達成されるような「我が国の国民に利益をもたらしかつ実行可能な」国内措置が構築されるべきである。

【理由】

議定書締結により我が国に与える影響は大きく、国内措置を構築するに当たっては、メリットとデメリットを把握した上で、可能な限り簡易な手続きでメリットの多い措置とし、産業や研究活動等を阻害させないようにする必要があるため。

3) P9L13 「 遵守措置施行後に取得された遺伝資源」

< 原文 > 「例えば、提供国において野外で採取し、・・・」

< 修正文 > 「例えば、我が国の研究者等が提供国において野外で採取し、・・・」

【理由】主体が明確でない。

4) P9L22 「派生物の扱い」

<原文>「天然に存在しないものである派生物については、当事者同士の取り決め(MAT)に委ねられるとし、遵守措置の対象からは除外されるべきである。」

<修正文>「遺伝資源に含まれない派生物に関しては、当事者同士の取り決め委ねることとし、遵守措置の対象から除外されるべきである。」

【理由】

名古屋議定書の第2条(e)に『「派生物」とは、生物資源又は遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生ずる生化学的化合物(遺伝の機能的な単位を有していないものも含む。)であって、天然に存在するものをいう。』と記載されている。そのため、報告書においては、天然に存在しない派生物は存在しないので、素案本文中の「天然に存在しないものである派生物については」の文章は不正確である。あり方検討会での討論では、議事録 P24 によると、派生物には、自己複製能力があるものは、遺伝資源に含まれる、と記載されている。よって上記のように訂正すべき。また、遺伝資源に含まれない派生物についての MAT の記載は不必要のため。

5) P10L27 「研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い」

<原文>

「カルチャーコレクションから微生物を提供する場合の利用目的は、薬等の力価の測定等に用いる検定菌と・・・」

<修正文>

上記の原文に以下の文章に変更

「研究機関や大学が所有する遺伝資源は、学問発展のため必要不可欠である。従って、下記のごとく、遵守措置の対象から除外すべきである。研究機関や大学等における遺伝資源を専門的に取り扱っている部門の中で、微生物に関する部門がカルチャーコレクションと呼称されているが、カルチャーコレクションの遺伝資源の利用目的は、新種を提案する場合に比較の対象とされる分類学的な基準株として、薬等の力価の測定等に用いる検定菌として、有用物質生産等の研究開発の対象としての三つの場合に大きく分けられる。このうち、基準株については研究開発の基盤となるものであり、また検定菌については、アメリカ・ヨーロッパ・日本の三薬局方で共通しており、指定された各国のコレクションにおいて同じ菌が使えるようになっているという現状から、遵守措置の対象外とされるべきである。また、遵守措置と微生物に係る国際寄託の制度との整合が図られるべきである。一方で、基準株や検定菌も産業利用のポテンシャルを有していることから、これらの利用の線引きをどのように行うかは、利用目的により区別することが検討されるべきである。」

【理由】

研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱いに関しては、学問発展の観点から、より柔軟な運用を可能とすべきである。本内容は、タイトルとは異なり、カルチャーコレクションに

偏った記載となっている。また学術研究の基盤をなす分類学で不可欠な基準株を遵守措置の対象外とされるべきであるが、明記されていない。従って、大幅な修正が必要。

6) P12L1~L7 「ア チェックポイントによる効果的な確認の方法」

< 原文 >

「むしろその成果や利益である論文発表、学会発表、特許取得、製品化について把握・管理することによって対応されるべきである。・・・また、学術研究の最終的な成果は論文発表であることから、PICの取得やMATの設定がなされていない遺伝資源の利用による製品化や論文発表を防ぐことができれば監視 (monitoring) の目的は達成されると考えられる。」

< 修正文 >

削除

【理由】論文発表、学会発表での把握・管理は量的な多さ、および、論文発表、学会発表はMATで規定すべき項目で、把握・管理は困難である。論文発表や学会発表を監視項目にする討論は、全くされていない。また、論文発表を防ぐ監視は、学術研究の根幹を揺るがす考えであり、学术界から大きな反対が予想される。

7) P12L13~L15

< 原文 >

「学術研究に関しては論文を受理・管理する部署による遺伝資源の適切な利用を促すための研究者への指摘についても検討されるべきである。」

< 修正文 >

「学術研究は除外するべきであるが、自発的な連絡の方法として公的研究資金の申請時等に遵守を行う旨を宣言する等が考えられる。」

【理由】

論文発表の把握・管理は量的な多さ、および、論文発表はMATで規定すべき項目で、把握管理は困難であるため。

8) P13L2~13 「ウ 非商業的利用についての監視(monitoring)方法」

【意見】

非商業的利用、特に学術研究での利用については、利益が生じる可能性が少ないため、出来る限り簡易な monitoring にすべきである。

9) P13L24~25 「エ 遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法」

< 原文 > 「国でそれを承認することにより、学術研究利用時の遵守を提供国に対して保証することも」

< 修正文 >

削除

【理由】

国で承認する事務を行うことは、自由かつ円滑な第三者への遺伝資源の提供だけでなく、学術研究の発展も阻害することになるため。

1 0) P15L19 「 チェックポイントの指定」

< 原文 >

「特許明細書の中に原産国を明記する。」

< 修正文 >

「特許明細書の中に提供国を明記する。」

【理由】

原産国であるとどこまで遡ればいいのか、不明瞭であるため。

1 1) P16L8 ~ 10 「 遵守措置の不履行」

< 原文 >

国内の市場を中心に商品開発している中小規模の事業者の中には、遺伝資源を取得した提供国に違法性が伝わらないであろうと考えて、故意に提供国の ABS 法令等に違反する形で利用する者が一定数存在しているという実態があるため

< 修正文 >

削除

【理由】

日本では事実として公になったことはなく、確証のないことを公的な報告書に記載することは相応しくないため。

1 2) P16L20 ~ 24 「 チェックポイントからの情報要求への不履行」

< 原文 > 「 PIC の取得及び MAT の設定に関して疑いがある場合に、事実関係を把握する仕組みがなければ、提供国の ABS 法令等に従って適切にこれらを取得・設定した利用者との関係で違法行為者を不当に利することになる。また、チェックポイントに求められる役割が効果的に果たされるようにするためには、利用者がチェックポイントからの情報提供の要求に応じない場合には、当該利用者に情報提供を強制する権限が必要となると考えられる。」

< 修正文 >

削除

【理由】

チェックポイントの目的は、遺伝資源の利用のモニタリングと利用に関する透明性の向上により遵守を支援することであり、遺伝資源の利用を取り締まることではない。チェックポイントの機能は、確認や指導であるべきで、少数の悪意ある利用者のために警察的な権限まで付与する必要はないと考えるから。

1 3) P19L10 「 5 . その他 利用者が自らとるべき対応」

< 原文 > 「また、技術移転や共同研究の・・・」

< 修正文 > 「また、人材育成、技術移転や共同研究の・・・」

【理由】

「人材育成」は重要な利益配分の一つ。

【その他】

全体的に見た時、検討を進める前提を考える必要性を感じる。現状、提供国の体制が未整備であるのに、

- (1) 提供国の法令・規則のみできていて、現実的な政府からの PIC 発給体制が確立されていない。
- (2) 提供国の法令・規則での、遺伝資源の定義などが明らかでない場合、提供国の科学者が適用範囲外と考え、遺伝資源を送付する場合。
- (3) 政府から法外な料金を請求されるなど、実質許可が取れない場合。

などにより、日本で国内措置が取られた時に、遺伝資源を取得することが困難となる。今後、提供国の現状における PIC 発給の現状を調査する事が必要である。また、国内措置も提供国の体制整備ができてから開始すべきである。

さらに、国内措置の適用範囲、遺伝資源の範囲、遺伝資源の利用の範囲が明確になっていないために、研究者が受ける影響の程度が不明であり、提供国の法令・規則の整備状況や施行状況など海外の現状を調査した上で、国内措置実施による対象者への影響分析を行う事が必要であり、PIC/MAT の監視(monitring)が可能であることを見極めて国内措置を開始すべきである。

【質問】

P.9の「病原体の扱い」と P.14「感染症の流行時等の緊急の手続きの簡便化」は、ほぼ類似の内容になっているが、双方とも記載する必要があるのか。

131007 炭田の意見(報告書素案 H25. 10. 2 版)

1. 全体に関する意見。

- ① 報告書素案 H25. 10. 2 版について現時点で委員の意見を求める際には、III 章の扱いと、I 章及び II 章の扱いとは区別すべきである。
- ② III 章は、検討会において事務局が説明し委員から感想を述べるという段階をまだ経ていない。したがって、所定の手順にしたがった後で、意見を述べたい。
- ③ I 章及び II 章に関する意見は、小生のやむを得ない事情のため、締め切りまでに間に合わないことをお詫びします。次回の検討会までに準備し、検討会において表明しますので、ご了解のほど、お願い申し上げます。

以下に個別の意見を申し上げます。これは主に第 12 回検討会での小生の発言に基づいていますが、目次案にまだ反映されていないので、反映させるようお願いいたします。

2. <追記>

報告書素案の I 章の前に「本検討会の趣旨」という項目を設ける。これを目次案に反映させる。

(関係する議事録) 第 12 回議事録、42 ページ

(意見の背景や理由の説明) 産業界や学术界の視点から、国内措置を検討する際に留意すべき重要な点を、報告書の冒頭において明確にするためである。検討会の設置目的は環境省によって記述されるが、それと併せて、産業界や学术界の委員が具体的に何を目指して国内措置の検討に参加するのかという趣旨を明確に述べることが重要である。

3. <追記>

III 章のはじめに「検討の前提となる状況」というセクションを設ける。これを目次案に反映させる。

(関係する議事録) 第 12 回議事録 43 ページ、第 9 回議事録 14-15 ページ

(意見の背景や理由の説明) 議定書を批准する国が増えつつあるが、議定書の義務をすべて満足する ABS 国内法令を整備した国はまだ、存在しないと思われる。現在の状況下では、例えば、提供国の ABS 法令が規定する「遺伝資源」とは何なのか、「遺伝資源の利用」とは何なのかが具体的にわからない。このような状況が日本の遵守措置の対象範囲の外縁を決めることを困難にしている。このような内容を含む文章を III 章のはじめで述べる。

4. <追記>

III 章に「国内措置の検討の今後の進め方」というセクションを設ける。これを目次案に反映

させる。

（関係する議事録）第 12 回議事録、42-43 ページ

（意見の背景や理由の説明）本検討会で、検討の進め方に関する意見がいろいろと表明されてきた（議事録および論点整理表の●以外の意見、を参照）。これらの意見は今後の検討を効率的に進めるために、極めて有用と考えられるので報告書に反映させる。

以上

報告書素案 (H25. 10. 2 版) への炭田の意見 131016

(1) I 章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 8 行

<原文> 条約第 15 条、第 16 条及び第 19 条において

<修正後> 主に条約第 15 条において

(背景や理由の説明) 条約において、ABS に関する中心的な条項は第 15 条である。第 16 条、第 19 条、およびその他の条項にも関連する記述はあるが、本素案のテキストが触れているのは第 15 条である。第 16 条及び第 19 条に言及する特段の必要性はない。

(2) I 章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 18～19 行

<原文> しかしながら途上国は COP6 におけるボン・ガイドラインの採択の時点で既に法的拘束力のある制度を作成する必要性を主張しており、

<修正後> 途上国は COP6 でのボン・ガイドライン(案)の審議過程で「利用国の遵守責任」を強化する案を強く主張した。議論の結果、途上国案を修正した上でボン・ガイドライン(案)に取り込むことによりコンセンサスが得られ、ボン・ガイドラインの採択に至った。しかしながら、

(背景や理由の説明) COP6 の審議過程で、メキシコ、コロンビア等が中心となって「利用国の遵守責任」に関する案を強く主張し、土壇場で先進国側との長時間の調整に入った。結局は、双方が合意できる修正案の調整が進み、法的拘束力のないボン・ガイドラインを満場一致で採択した、というのが正確な経緯である。COP6 における途上国側の主張は「法的拘束力のある制度の策定」ではなかった(参考資料:平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託報告書、pp5-30、平成 15 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会)。

(3) I 章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 20 行

<原文> 世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)においては、

<修正後> 世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)において途上国側は法的拘束力のある国際的枠組(legally binding international regime)の作成を主張した。

(背景や理由の説明) この時点で、途上国側は legally binding international regime を主張した。

(4) I 章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 20～22 行

<原文> 先進国がボン・ガイドラインの成果を判断できない段階では新たな国際的枠組の必要性が認められないと主張したものの、

<修正後> 先進国は、ボン・ガイドラインの実施が始まったばかりであり、その成果を判断できない段階で新たな国際的枠組の必要性は認められない、と主張した。

(背景や理由の説明) 独立した文章にして、事実関係を明確にするべきである。

(5) I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 22～23行

<原文>、条約の下で国際的枠組の交渉を開始することを提起する内容が盛り込まれた。

<修正後>、「法的拘束力のある **legally binding**」という文言は削除され、「条約の枠組みの中で、**ボン・ガイドラインを念頭に置き (within the framework of the CBD, bearing in mind the Bonn Guidelines)**、**国際的枠組 (an international regime)の交渉する**」ことが決定された。

(背景や理由の説明) ヨハネスブルグ・サミットの国際的枠組に関する決定事項の要点(英語原文を付記)を補足した。この決定事項が、名古屋議定書の採択に至るまでの国際交渉の前提条件であった。そのため、「議定書採択の経緯」を理解する上での必須のポイントである。

(参考資料:平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託報告書、pp32-42、平成15年3月、(財)バイオインダストリー協会)。

(6) I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 23行

<原文>これを契機として、

<修正後>**これを踏まえて、**

(背景や理由の説明) 事実関係を明確にするために修正。COP7での議論はヨハネスブルグ・サミットの決定事項を「踏まえて」行われたのである。

(7) I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 15～17行

<原文>また、こうした流れを受けて、学術研究者や植物関係機関、微生物保存機関、医薬品企業、バイオテクノロジー企業等を対象としたガイドラインや行動規範が作られる等、自主的な取組が国際的に進められることとなった。

<修正後> <原文>を修正し、<修正後の文>を、1 ページ 25行目の「.. 決定された。」の後へ移動する。

<修正後の文>また、こうした流れを受けて、**スイス経済省、ベルギー政府 (EU 事業)、日本 (経済産業省とバイオインダストリー協会)等により、学術研究、微生物保存機関、企業等**を対象としたガイドラインや行動規範**を作る取組が国際的に顕在化した。**

(背景や理由の説明) ガイドラインや行動規範を作る自主的な取組が国際的に顕著になったのはボン・ガイドラインの採択直後ではなく、2年程度たってからである。主な例として上記3カ国がCOPや作業部会のサイドイベント等で取組みを公表した。例えば、日本は経済産業省とバイオインダストリー協会の活動として、COP7(2004、マレーシア)、第3回ABS作業部会(2005、タイ)、第4回ABS作業部会(2006、スペイン)等で「遺伝資源へのアクセス手引」に関する国際的普及活動を開始し、サイドイベント、日本政府代表による一般声明の中での公表、政府ブースからの資料配布等を行った。

(8) I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 25～27行

<原文>続いて、2006年に開催された第8回締約国会議では、作業部会における作業を第10回締約国会議(以下「COP10」という。)までに完了することが決定された。

<修正後>しかし、国際的枠組の性格、範囲等に関する先進国側と途上国側間の意見の隔たりは大きく、交渉の当初から水掛け論で始まりその後も進捗がなかった。ついに、2006年に開催された第8回締約国会議では、作業部会における交渉作業を第10回締約国会議（以下「COP10」という。）までに完了することが決定された。

（背景や理由の説明）なぜ、COP10までに交渉作業を完了すると決定したのか、を説明するため、当時の困難な交渉経緯を示す文章を挿入するべき。

（9）I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 27行

<原文>[... 決定された。]

<修正後>（原文の後に、以下の文を追加）

<追加文>[... 決定された。] 2007年10月の作業部会で、EUがABS国内法に関する「最小限の国際要件」という提案をした。それは、提供国のABS国内法が「最小限の国際要件」を満たすならば、利用国は不正取得の防止のための国内遵守措置を検討する、と言うものである。この時点では、途上国側は提案に応じる姿勢をまったく見せなかったが、このEU提案は交渉の膠着状態を打開する糸口となった。

（背景や理由の説明）後日採択された議定書においては、提供国が第6条に基づいてABS国内法を整備するならば、利用国は第15, 16, 17条にもとづいて国内遵守措置を整備する、という構造になっているが、そのコンセプトの源流は2007年10月の第5回作業部会でなされたEU提案から来ている。これは議定書採択の経緯に記録すべき事実である。

（10）I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 28～30行

<原文>COP7以降2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10までの間には7回の作業部会と3回の追加会合が開催され、この間に、法的拘束力のある国際的枠組（議定書）の策定を目指すとの認識が主流になった。

<修正後>2008年のCOP9において、愛知県名古屋市で2010年にCOP10を開催することが正式に決定した。2009年11月の作業部会で、作業部会共同議長はすべての国のすべての意見を網羅した草案文書（全61ページ、約3800カ所の[]による留保文言を含む）を作成し、議定書草案の最終化を目指す、とした。ただし、これ以降COP10までに合計5回の作業部会等を重ねたが、先進国と途上国の間の対立点は解消されなかった。

（背景や理由の説明）

名古屋市で2010年にCOP10を開催することが正式に決定したことに言及すべき。また、2009年11月時点で、すべての国のすべての意見を網羅した草案文書が作成されたため、どの国もこの草案の最終化を目指すことに理論的に反対出来ない状況になった。これは一つの転換点として記録すべき。

（11）I章 1. 議定書採択の経緯 1 ページ 30行から2ページ4行

<原文>作業部会に引き続きCOP10期間中も集中的な交渉が行われたものの、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、COP10最終日前日においても事務レベルでの合意には至らなかった。論点としては、例えば、議定書の適用時期について、先進国は議定書発効以降に入手し

た遺伝資源が対象になると主張する一方で、途上国からは条約の発効時点まで遡るとする意見や、更には条約発効以前にまで遡って対象とするべきといった意見もあり、議論は平行線を辿った。この他にも、遺伝資源の代謝から生じる化合物等の「派生物」を議定書の対象とするべきか、提供国の国内制度を遵守するために利用国がとるべき措置として利用国の裁量をどこまで認めるか、病原体の扱いについて特別な考慮をするべきかといった複数の論点について、多くの締約国のさまざまな意見が複雑に絡み合い、その解決は困難を極めた。このため、COP10 最終日に議長案が提示され、これをもとに閣僚級の議論が重ねられた結果、最終的に各締約国が互いに譲歩する形で「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「議定書」という。）が採択された。

<修正後>作業部会に引き続き COP10 期間中も集中的な交渉が行われたが、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、COP10 最終日前日の深夜という期限が来ても交渉は合意に至らず、決裂した。特に合意が困難であった論点として、提供国の ABS 国内法令を遵守するための利用国の国内措置や遺伝資源の利用のモニタリングに関する条項の細目の文言、および、議定書発効以前に取得された遺伝資源の扱い等に関するアフリカ諸国等による根強い主張にどのように対応するか、等があった。交渉決裂を受けて、別途、COP10 議長の指示のもとに夜明けまでに議長テキストがまとめられた。COP10 最終日の早朝から非公式閣僚級協議をはじめとする調整が各国と続けられた結果、議長テキストは最終日の深夜に COP10 全体会合にかけられ、テキストの議論を行うことなく名古屋議定書として採択された。議定書では、利用国の国内措置や遺伝資源の利用のモニタリングに関する条項の細目は、shall 以外に would、will、should 等を使って曖昧化すると共に、「適宜」という文言を随所に使用し加盟国の裁量の幅を広くした。議定書発効以前に取得された遺伝資源の扱い等に関するアフリカ諸国等による根強い主張点については、議定書発効後に議論を継続することを明記した条項(議定書第 10 条)を議定書に設けた。

(背景や理由の説明) COP10 最終日前日においても「事務レベルでの」合意には至らなかったという表現は正しくない。(交渉官による)交渉は合意に至らず、決裂した、と修正すべきである。<原文>の困難な論点の例のうち、「派生物」については、これを定義した上で派生物の文言を議定書テキスト案から削除することですでに合意されていたこと、また、非商業目的の研究、病原体の扱い等については「特別な考慮」の条項に盛り込むことですでに合意されていたので、上の<原文>の文脈からは削除すべきである。閣僚級協議は非公式な性格のものなので「非公式閣僚級協議」と明示すべき。COP10 全体会合で議長テキストを議論せずに採択したので、これを明記すべきである。

(12) I 章 2. 議定書の概要 2 ページ 8 行

<原文>議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって…

<修正後>議定書は、**遺伝資源への適切なアクセスおよび技術の適切な移転などにより**遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって…

(背景や理由の説明) 議定書第 1 条に基づいた表現にすべき。特に、そもそも遺伝資源へ

のアクセスがなければ利益は発生しないから、「遺伝資源への適切なアクセス」の文言を追加することは必須である。

(13) I章 2. 議定書の概要 2 ページ 11～12 行

<原文>①各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められること (条約第 15 条 1)

<修正後>①各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、**遺伝資源へのアクセスを決定する権限は国内法に従う**こと (条約第 15 条 1)

(背景や理由の説明) 条約第 15 条 1 に基づくべき。<原文>では、遺伝資源へのアクセスを決定する権限は国内法に従うという原則が抜けているので追加すべき。

(14) I章 2. 議定書の概要 2 ページ 26 行

<原文>[の共有 (第 14 条)、]の後に下の文章を挿入する。

<修正後>[の共有 (第 14 条)、] **相互に合意する条件の中に紛争解決に関する規定を含めることを奨励 (第 18 条 1)、**

(背景や理由の説明) これは議定書第 18 条 1 に規定されており、契約不履行等の紛争解決のために有用な規定であるから、記載すべき。

(15) I章 2. 議定書の概要 2 ページ 31～32 行

<原文>議定書の目的と適合する ABS に関する他の専門的な国際文書が対象とする特定の遺伝資源に関しては、当該国際文書の締約国については適用されない (第 4 条 4)。

<修正後>**議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利および義務に影響を及ぼすものではない。本項の規定は、議定書と他の国際文書との間に序列をつけることを意図するものではない (第 4 条 1)。**議定書の目的と適合する ABS に関する他の専門的な国際文書が対象とする特定の遺伝資源に関しては、当該国際文書の締約国については適用されない (第 4 条 4)。

(背景や理由の説明) 第 4 条 1 の規定は、国内措置の範囲を検討する時に念頭に置くべき重要な規定である。

(16) I章 4. 議定書の国内実施に係る各国の動向 3 ページ 31～33 行

<原文>また、この提供国としての措置については、条約において基本的な手続きが定められており (I の 2 参照)、条約に基づいた制度を議定書の採択以前から有している国も存在する。

<修正後> **また、この提供国としての措置については、条約に基づいた制度を議定書の採択以前から有している国も存在する。しかし、議定書に基づいた制度の必要要件は条約に基づいた制度とは異なるので、実態を調査して両者の違いを把握することが必要である。**

(背景や理由の説明) 条約に基づいた制度では単に「国内法 national legislation による」と規定している (条約第 15 条 1)。議定書に基づいた制度では「アクセスと利益配分に関する国内法または規制要件 domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory

requirements により」と規定しており(議定書第6条1)、提供国に対する義務が同じではない。そのため議定書の国内措置のあり方に関して間違っただ議論になる可能性があるため、この点に注意を喚起する文を追加すべき。

(17) II章 名古屋議定書の主要規定 5 ページ20～22行

<原文>利用者に対してPICの取得を要求する締約国は、手続の明確化を図ること等が求められており、具体的には、公正で恣意的でない規則や手続を定めること(第6条3(b))、権限のあ

<修正後>利用者に対してPICの取得を要求する締約国は、手続の明確化を図ること等が求められており、具体的には、**自国のABS国内法令の法的な確実性、明確性および透明性について定めること(第6条3(a))**、公正で恣意的でない規則や手続を定めること(第6条3(b))、**事前の情報に基づく同意の申請方法についての情報を提供すること(第6条3(c))**、権限のあ

(背景や理由の説明) 上記の(第6条3(a))および(第6条3(c))の項目は遺伝資源利用者(PIC申請者)にとっては欠かすことのできない情報であるから、追加すべきである。

(18) II章 名古屋議定書の主要規定 5 ページ37～38行

<原文>承認及び参加を得て取得されること、並びにMATが設定されていることを確保するために**適当な**措置をとることが規定されている。

<修正後>承認及び参加を得て取得されること、並びにMATが設定されていることを確保することを**目的として、適宜**、措置をとることが規定されている。

(背景や理由の説明) 第7条では、as appropriate,となっているため「適当な」ではなく、「適宜、」とすべきである。

(19) II章 名古屋議定書の主要規定 6 ページ18行

<原文>こと(第15条1)、当該措置の**不履行**の状況に対処するための措置をとること(第15条2)

<修正後>こと(第15条1)、当該措置の**不遵守**の状況に対処するための措置をとること(第15条2)

(背景や理由の説明) 第15条1の原文では non-compliance となっているから、「不履行」よりも「不遵守」が適切である。

(20) II章 名古屋議定書の主要規定 6 ページ30行

<原文>こと(第16条1)、当該措置の**不履行**の状況に対処するための措置をとること(第16条2)

<修正後>こと(第16条1)、当該措置の**不遵守**の状況に対処するための措置をとること(第16条2)

(背景や理由の説明) 第16条1の原文では non-compliance となっているから、「不履行」よりも「不遵守」が適切である。

(21) II 章 名古屋議定書の主要規定 7 ページ4行

<原文>不履行の状況に対処するための措置をとること (第17条1(a)(ii))。

<修正後>不遵守の状況に対処するための措置をとること (第17条1(a)(ii))。

(背景や理由の説明) 第17条1(a)(ii)の原文では non-compliance となっているから、「不履行」よりも「不遵守」が適切である。

タキイ種苗株式会社 の意見

< 質問など > 以下に記します。宜しくお願い致します。

名古屋議定書について

4 . 議定書の国内実施に係る各国の動向 (3 ページ中頃)

< 原文 > 欧州委員会では、パブリックコンサルテーションや利害関係者との調整、影響評価等の結果として、EU 加盟国間の高いレベルでの調和を確保するとともに異なる基準が並立することを避けるために、規則を選択したとしている。

< 意見 > EU 案の紹介が追加されていますが、これについては、各産業界の同意が得られているわけではなく、欧州種苗協会には、意見があることなどについても、できれば触れて頂ければ幸いです。

名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ

1 . 議定書の締結により達成すべき意義 (7 ページ 後半)

ここについては、これまでに検討会において発言の機会、あまりなかったように思われますが、論点整理表にないことも記したほうがよいのでしょうか。話題となったのは、前回の検討会が初めてのよう思われます。検討会での発言はありませんが、以下のように考えます。また次の基本的な考え方と一緒にするようなことは考えられないのでしょうか。

< 原文 > 第 1 文 (議定書の締結により・・・) に追加。

< 修正後 > 一方で、国内措置が過度に規制的なものとなる場合には、国内産業活動や研究の推進に負の影響が及ぼされる可能性があることも考慮するべきである。

2 . 遵守に関する国内措置

(1) 基本的な考え方

遺伝資源の国際的な流通への配慮 (7 ページ 中ほど)

< 原文 > なし。単に追加の要望。

< 意見 > 課題についても記して頂きたいと思います。欧州種苗協会でも EU 案に賛同しているわけではないので、無条件に EU 案との調和を図ることなく、問題点も考慮した上で、互換性について検討していただきたいと思います。

< 論点整理表 > 4 ESA (欧州種苗協会) では、EU 案に関して、遺伝資源の定義やデュエリジェンスの義務の曖昧さを指摘する質問を EC に提出しており、EU 案について満足しているわけではないと思われる。(第 6 回議事録 39-41 頁 寺田委員)

利用者への支援等（7ページ 中ほど）

- < 原文 > また、遵守措置と併せて、利用者に対する支援措置が実施及び普及啓発・・・。
- < 修正後 > また、遵守措置と併せて、利用者に対する相談窓口の設置を含む支援措置が実施及び普及啓発・・・
- < 論点整理表 > 8 他国からバイオパイラシーと訴えられた場合に相談できるようなシステムを国内措置を作る前から考えておく必要。（第10回議事録 41頁、寺田委員）

（3）チェックポイントについて

チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視(monitoring)について

イ MAT についての確認（12ページ、下部。）

- < 原文 > ・ MAT の内容は商業利用又は非商業利用、業界、利用事例により内容やあり方が大きく異なるため、事例を大別して MAT の確認の考え方を整理すること。
- < 修正後 > ...整理すること。なお、その際には、植物育種等においては、利用過程で生じるあまたの子孫について個々に、別途新たに MAT を結ぶ必要がないように留意が必要である。
- < 意見 > オリジナルの遺伝資源について MAT を締結しても、それから生み出される子孫についても、対象となる遺伝資源なので夫々、更に MAT が必要などと規定されることとなると現実的に対応できないと思われます。せめてオリジナルの遺伝資源についての MAT でその子孫についてもカバーされるようなこととなる必要があると思われます。国際的雛形のようなものがないと、中小企業では対応できないと思われます。上記では少々漠然としているように思われます。

オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視(monitoring)の範囲

（14ページ 上部から）

- < 原文 > ・ ・ ・ ・ ・ 当該中間物を第三者に譲渡する際のパスポートデータの添付及び FAO の基金への情報提供までとされており、育種の中間的な経過等のモニタリングは成果物が生じた段階で行うこととされている。
- < 修正後 > ・ ・ ・ ・ ・ 当該中間物を第三者に譲渡する際のパスポートデータの添付及び FAO の基金への情報提供までとされており、中間的な育成経過等のモニタリングは要求されず、育種に用いた遺伝資源についての情報を成果物を販売する段階で報告を行うこととされている。
- < 原文 > また、植物育種では、最終的にできた新品種が、その開発に用いられたある提供国の遺伝資源のごく一部の形質しか受け継いでいない状態のものとなる場合があるが、その受け継いだ形質が例えば耐病性に関わるものであ

るとすれば商業的に利用できるものとなる。

< 意見 > 耐病性が例にあげられているが、この意味するところが、育種に関するもの以外には分かりにくいように推定されます。育成者には重要な育種対象であることが理解できると思いますが、この文章は育成者を対象としていないので、相応しくないように思われます。これを「育成者の目指す育種目的に係る形質」のようにしないと、この耐病性がどのような意図を持ってここに例として上がってるのか理解がし難いように思われます。

< 修正後 > 以下のように具体例を捨てて抽象的にすることも考えられます。

「また、植物育種では、最終的にできた新品種が、その開発に用いられたある提供国の遺伝資源のごく一部の形質しか受け継いでいない状態のものとなる場合があるが、その受け継いだ形質が例えば「育成者の育種目的に係る形質」に関わるものであるとすれば、例え他の形質を殆ど引き継いでいなくとも商業的に利用できるものとなる。」

または、具体例を生かして説明すると以下のような方法も考えられるように思います。しかし、これでは長くなりすぎるとは思います。

「また、植物育種では、最終的にできた新品種が、その開発に用いられたある提供国の遺伝資源のごく一部の形質しか受け継いでいない状態のものとなる場合がある。例えば、優良な品種であるが特定の病気に弱い品種が、海外の遺伝資源から耐病性に関わる形質を受け継げば、その育成された優良かつ病気に強い新品種は商業的に利用できるものとなる可能性がある（高い）。この利用した遺伝資源が他にも、背が高い、暑さに強いなどの色々な形質を持っていたにも拘らず、その大半が、新品種に引き継がれていなくとも、育成者の目的とする耐病性などの形質が引き継がれていれば、十分に利用価値はあったと考えられる。」

外部からのバイオパイラシー等の指摘への対応（15 ページ下部）

< 原文 > 提供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は基本的に自己責任において対応すると考えられるため、遵守措置はこのことを考慮したものとされるべきである。

< 意見 > バイオパイラシーの疑いが持たれた際などに相談できるようなところを設けて頂きたいようなことも記載していただきたい。チェックポイントに関連する多数のデータを通知し守って頂くことは、現実的ではないと考えられるが、中小企業や農家さんなどの相談先は必要と考えられる。

< 論点整理表 > 8 他国からバイオパイラシーと訴えられた場合に相談できるようなシステムを国内措置を作る前から考えておく必要。（第 10 回議事録 41 頁、寺田委員）

< 修正後 > 提供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は基本的に自己責任において対応すると考えられるため、遵守措置はこのことを考慮したものとされるべきである。同時に、訴えられた場合に組織的に対

応するのが困難な中小企業や農家などが利用者になることも考慮し、公的な相談窓口の設置なども検討する必要がある。

(4) 不履行の状況への効果的な対処について

遵守措置の不履行(第15条2及び第16条2) (16 ページ上部)

- < 原文 > ……国内の市場を中心に商品開発している中小規模の事業者の中には、
遺伝資源を取得した提供国に違法性が伝わらないであろうと考えて、故意
に提供国の ABS 法令等に違反する形で利用する者が一定数存在している
という実態があるため、……
- < 意見 > これに引き続き、市販品種の話題となるため、種苗業者が対象とされてい
る印象を受けます。このような発言はなかったと思われますので、削除をお
願い致します。

4. 普及啓発及び利用者支援

利用者支援 (18 頁 下部)

- < 原文 > なし。追加。
- < 修正後 > 利用者支援
国内遵守措置と併せて、遺伝資源利用者が海外提供国と円滑に ABS を実
施できるような支援措置が実施される必要がある。支援措置の内容として
は、学術研究から商業利用に円滑に移行できる契約のひな形や ITPGR-FA
で利用されている SMTA を参考とした契約のひな形の作成が考えられるが、
契約の条件まで規制するようなひな形を作成することは避けるように留意
される必要がある。また、遵守措置の対象から除外される遺伝資源及び / 又
は遵守措置の対象となる遺伝資源にアクセスするための明確な方法や正式な
入手先に係る情報を整理したデータベースの構築、遺伝資源のコレクション
間での遺伝資源の円滑な移動を可能とする制度や、海外遺伝資源へのアク
セスの円滑化措置として、日本の遺伝資源利用者の過半数が利用すると推
察されるアジア地域等の国々との包括的な遺伝資源の取得手続きの構築、
ABS に関する良い実践例の表彰や普及等についても検討される必要がある。
- < 意見 > 遵守措置の対象から除外される遺伝資源が容易に入手できればよいと思いま
す。このようなコレクションを利用したことさえ、チェックポイントなどに伝
えれば、デューデリジェンスの義務などが発生しなければよいのですが。これ
に加えて、遵守措置の対象である遺伝資源について、アクセス方法が記されて
いるようなオープンなデータベースのようなものも必要と考えています。
- < その他 >
1. 議定書採択の経緯などにも追加が多くありますが、これによって問題点も記され状況
把握がしやすくなったと思います。

以上

報告書素案 (H25.10.2 版) への意見提出

以下、西澤からの意見提出です。

2013 年 10 月 3 日

改訂は大変な作業だったと推測しますが、委員の立場からの記述ではなく、事務局の立場からの記述ととれる箇所が多く目につきます。

以下、順に意見提出します。

章名古屋議定書について 4 3 ページ 22 行目

< 原文 > 規則を選択した

< 修正後 > ディレクティブ (directive) ではなく規則 (regulation) を選択した
こう補足しないと EU の制度構造を知らない人には分かりません。

章 4 3 ページ 30 行目冒頭のただしの前に

< 挿入 > 相当の注意を払うこととしたことにより、細かく規則を定めることを回避したり、業態の異なる分野毎の措置を記述せずに済ませている。

章 4 4 ページ 15 行目

< 原文 > 他の締約国で

< 修正後 > 他の締約国から

法律案を見てないので分かりませんが、他の締約国ででは、他の締約国が取得したものを移転したのか、他の締約国から取得したのか、明確には分かりません。

章 4 用語の定義 7 ページ 11 行目

< 原文 > 生化学的な構成

< 修正後 > 生化学的な構成 (物)

Composition は構成と構成成分の両方の意味を含んでおり、単に構成割合を指すのではない。仮訳自体が誤解を生じやすい。

章 1 . 7 ページ 24 ~ 27 行目 論点整理表の(3)チェックポイント に関連して

ここに記すことは報告書素案への直接的言及ではありません。議定書の解釈についてですが、チェックポイントの機能に関係しますので記します。

議定書の第 1 条のままに読むなら、遺伝資源の利用から生じる利益が配分の対象であり、遺伝資源の利用は第 2 条(c)に定義されており、そこにはその後の商業化が含まれていません。また条約第 15 条 7 においても「遺伝資源の研究および開発の成果ならびに商業的利用その他の利用」というように区別して書かれています。

以上から第 17 条 1 の冒頭の文を踏まえて、第 17 条 1.(a)()の「・・・商業化というあらゆる段階」という記述は、should と or が使われているので、チェックポイントの役割に商

業化段階は含まないとして扱うことも可能であると解釈できます。この点を国内措置策定の議論では、報告書素案 12 ページ 17 行目の第 17 条に関連して考慮して頂きたい。

章 1 . 議定書の効果的な実施の促進 7 ページ 33 ~ 35 行目

< 修正後 > の全文を削除

少なくとも名古屋議定書に関する限り、議長国であったことに、意味は全くありません。効果的な実施にとって重要なのは、議定書の内容です。内容の議論がまとまらないままに、恣意的にとれる文言で政治決着させたことの負の意味は大きい。産業界にとっては必ずしも歓迎する内容になっていません。

この を入れようとする人は、視点がずれています。残すか削除するか、検討会委員それぞれの意見を聞きたいと思います。

章 2 . (2)適用範囲 9 ページ 15 ~ 16 行目

< 原文 > 把握していればよい

< 修正後 > 把握することでよい

この文では誰が把握するのか不明確であるが、監視者であろう。

章 2 . (2) 派生物の扱い 9 ページ 23 行目

< 原文 > 天然に存在しないものである派生物

< 修正後 > 天然物を原料としない化合物

議定書第 2 条(e)から、派生物とは天然に存在するものを指す。2 条(c)から生化学的な構成物に関する研究および開発は「遺伝資源の利用」であり、条約第 15 条 7 はその商業的利用も利益配分の対象としている。ここから、私は、天然物を原料として化学変換（誘導化）した物質も対象である、と理解しています。

それ以外の、構造が天然物と同じでも全ての合成段階が化学的であるものや、天然物をヒントに創出（デザイン、分子設計）された化合物は、利益配分対象外と理解しています。

ここは意見の分かれるところかもしれません。

MAT でどう扱うかは当事者の交渉次第です。が、少なくとも原文の記述は不正確です。

章 2 . (2) 派生物の扱い 9 ページ 25 行目から 28 行目

25 行目の例えば以降は、何を言いたいのか、全く理解できません。具体的に例えば構造式などを示して記述するべきです。多分タミフルが念頭にあったと推測しますが、ここだけ読む人には全く理解不能です。

章 2 . (2) MAT の内容に関する遵守への関与 11 ページ 14~16 行

< 原文 > 提供国が ABS 法令等において・・・検討されるべきである。

< 修正後 > 提供国が・・・明確に示している場合であっても、MAT は提供者も合意したものであるから、設定された MAT の内容が当該・・・あるかを確認する必要はないと考える。

MATとは本来そうしたものです。特に細かな規定を付けるような提供国は、MAT自体を見ているはずです。

また検討されるべきである、とは考えません。必要はないと考えます。報告書に書くべきは、事務局の見解ではなく、委員の意見です。

章2.(3) イ MATについての確認 12 ページ 36 行目

<原文> MATの内容を把握できるようにし

<修正後> 削除

議定書のどこにも、チェックポイントなりが MATの内容を把握しなければいけないとは書いてありません。

これに関連して 37 行目から 38 行目は削除してもよい。

章2.(3) エ 遺伝資源のアクセス・・・ 13 ページ 24 行目

「もらい」は事務局の意向の表現であり、委員の意見としては表現を変えるべきである。また 18 ページ 1 行目の「べき」という表現に対しては、学術からの委員の意見はどうか？

章2.(3) フ 情報の収集と提供 15 ページ 7 行目

<原文> 提供を求める

<修正後> 任意の提供を求める

原文のままでは、強制的とも受け取れます。

章(4) 16 ページ 19~25 行目

ここは 章2.(3)アを踏まえて記述するべきであり、情報提供を強制する場合をもっとはっきり書くべきである。このままでは、全てに適用されうる。

章5. その他 19 ページ 3 行目

<原文> 確認する

<修正後> 確認できる

確認するのは利用者ではなく、監視する者であり、利用者としては他者がそれを確認できることが重要である。

参考資料 4 について

2013 年 10 月 3 日 西澤

○ 1 遺伝資源の主な利用

この中の 8 行目、「酵素または受容体の活性阻害等の機能をもつ生化学化合物を見出し」では、見いだされるのが酵素そのものや受容体阻害物なのか、酵素活性阻害物や受容体活性阻害物なのか、判然としません。また酵素や受容体を活性化する物質を探すこともあります。明確な記述にして下さい。

生化学化合物は biochemical compound の直訳とは思いますが、たとえ名古屋議定書で使われているにしても、専門的には耳慣れない言葉です。単に物質としても意味は通じません。

○ 2 . (1) 遺伝資源の情況

「18 世紀に大英帝国を中心としたプラントハンターが我が国で活躍」は、根拠がどこにあるのかわかりませんが、私の理解する限り、江戸時代に我が国を訪れた代表的な人物は ケンペル、ツェンペリー、シーボルト、フォーチュンの四人であり、彼らは、江戸期の園芸を総覧するように、17 世紀末、18 世紀中頃、十九世紀初期、そして幕末に訪れています。以下は引用。

ケンペル

1690 年(元禄 3 年)9 月 23 日、ドイツ人であるケンペルは、オランダ人になりすまして、長崎から入国している。

ツェンペリー

ケンペルが日本を訪れてから 85 年後の 1775 年(安永 4 年)、スウェーデン人ツェンペリーは 5 回もの暴風雨に遭遇しながらようやく長崎にたどり着いた。来日にあたっては、日本の未知の植物に関心を持ったオランダの裕福な植物愛好家たちの要請と資金援助を受けている。ツェンペリーが日本を訪れた目的は、日本の植物誌を作成することと、日本の植物を西洋に持ち帰ることであった。

シーボルト

1823 年になると、ドイツ人のフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト(ジーボルト) 1796~1866 年 が、オランダ商館付の医師として赴任してきます。

フォーチュン

ラザフォード・オールコック英国駐日公使とともに、外国人で初めて富士登山をした J・G・ヴィーチは『富士山の植生分布図』を作成するとともに、25 種類の針葉樹の種子と標本も採集したようです。

そのころ少し遅れてロバート・フォーチュンが来日しました。フォーチュンには前述した旅行記『中国北部、三年間放浪の旅』(1847)、『中国、茶の産地への旅』(18

52) のほかに『江戸と北京』(1863)があります。

『江戸と北京』R・フォーチュン著/三宅馨訳 講談社学術文庫

ロバート・フォーチュン J・G・ヴィーチ

ところがJ・G・ヴィーチには、著述した旅行記もないばかりか、日本を離れたのち1864~66年にかけてオーストラリア、南海諸島を採集旅行しますが、1870年に31歳という若さで結核を患って急死してしまったので日本での活動の詳細はよく分かりませんが、どうもR・オールコック公使と活動を共にしたようで、あまり自由な活動はできなかったようです。それでも彼は、ヤマユリ、シデコブシ、クリンソウ、サクラソウ属の *primula amoena* と *p.cortusoides*、彼にちなんだツタ *Ampelopsis veitchii* (現在は *Parthenocissus tricuspidata*)、そして17種の針葉樹、なかでもカラマツ、ヤワラスギ、ネズなどを欧米に紹介しました。

また、R・オールコックの著書『大君の都』の中の「江戸・神奈川近郊に生育する主要樹木」には36種の植物(スギ、ケヤキ、カヤ、サワラ、キリなど)の情報が記述されているようですが、これらはJ・G・ヴィーチの手によるものだったようです。(残念ながら岩波文庫の『大君の都』では省略されています。)

そのなかでもヤマユリが、ヨーロッパでは一番インパクトがあったようです。

以上のように18世紀に我が国で活躍したプラントハンターは、大英帝国を中心とはしていないようです。18世紀にイギリス人が入国することは難しかったし、19世紀以降なら分かります。

○2 . (2)遺伝資源に関連する伝統的な知識の情況

先住民の薬用植物研究が文献化されているならば、(この分野での論文に多少触れたことがある者としては)その文献の名前、巻、ページ、年を記載して欲しいが、そこで当時完全な調査が行われていたのか、個人的には疑問に感じています。

この中の下から4行のなお以下は、先住民と後から来たいわゆる日本人の民間薬や家伝薬と区別を明瞭にするため、なおではなく、一方とした方がよいと思います。

○3 . (2)他国の遺伝資源等の利用

1段落目の下から4行目、他国の遺伝資源の取得に際して...、に関して、これまで格別問題を生じることなく入手していた事例が多いと思われるので、「名古屋議定書に沿って他国の遺伝資源を取得しようとする際には」という風に下線部を挿入して頂きたい。

日本製薬工業協会
藤井光夫

以下の様な修正をお願い致します。

章 1 . 遵守に関する国内措置 9 ページ 27 ~ 28 行

<原文> B のみの利用は A の利用に該当しないという特許における考え方が参考とされるべきである。

<修正後> B のみの利用は A の利用に該当しないという、既に考え方が確立している特許における考え方が参考とされるべきである。

(ご意見の背景や理由のご説明) 既に考え方が確立していることが重要なので追記しました。

章 3 . 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について 17 ページ 15 ~ 17 行

<原文> 一方で、国で制度を定めれば、それに沿った運用であれば適正な利用が保証されるとして、企業がそうした運用を社内で採用できるという側面もある。

<修正後> 削除

(ご意見の背景や理由のご説明) この発言は、「日本国内で取得された遺伝資源であるという証明書を発行」について、どのような制度であればよいかの議論のなかでの発言になります。

以下の様に意見並びに確認が主ですが、よろしくお願い致します。

章 2 . 遵守に関する国内措置 10 ページ 7 ~ 13 行

<原文> 対象とするコモディティと対象外とするコモディティの線引きは、種類又は利用目的によるとすることが考えられるが、種類は提供国によって異なる可能性があるため、利用目的によるものとし、対象又は対象外となる利用目的を定めた上で、提供国の ABS 法令等に従うよう定める必要がある。その際の提供国の ABS 法令等の遵守に関しては、当該 ABS 法令等においてコモディティを規制の対象としているかや、ABS 担当局と輸出当局との連携を含むその法令等の実施の実態、日本の一般消費者が購入する際に当該 ABS 法令等に基づくルールがコモディティに明示されているか等の実態に基づき検討されるべきである。

<修正後>

(ご意見の背景や理由のご説明) 提供国の ABS 法令等に従うよう定めるのは事実上不可能か少なくとも極めて困難です。提供国国内では、提供国の内国内法令に従う必要がありますが、日本は日本の考えに従い、独自に決めればよいのではないのでしょうか。また、検討会ではコモディティは原則対象外との意見が多く、欧州もその方向である旨の記載も必要だと思います。

章 2 . 遵守に関する国内措置 11 ページ 14 ~ 16 行

<原文> 提供国が ABS 法令等において MAT の内容に関して規定しており、その情報を ABS クリアリングハウス等を通じて明確に示している場合に限り、設定された MAT の内容が当該 ABS 法令等に従うものであるかを確認する必要があるか検討されるべきである。

<修正後>

(ご意見の背景や理由のご説明) MAT の内容確認は不要との意見が検討会では多かったように思います。検討会の様子が分るような記載も必要だと思います。

章 2 . 遵守に関する国内措置 12 ページ 1 ~ 3 行

<原文> むしろその成果や利益である論文発表、学会発表、特許取得、製品化について把握・管理することによって対応されるべきである。

<修正後>

(ご意見の背景や理由のご説明) 特許取得及び製品化については、承認の遅延・有効性に影響しないよう、チェックポイントは承認当局と異なる組織であることが必要との記載が必要だと思います。

章 2 . 遵守に関する国内措置 12 ページ 35 ~ 36 行

<原文> ・非公開とすることを前提に、他国から信頼を得られるよう、チェックポイントにおいて PIC 及び MAT の内容を把握できるようにし、利益配分の実施を確認すること。

<修正後>

(ご意見の背景や理由のご説明) 上記と同様ですが、MAT の内容確認は不要との意見が検討会では多かったように思います。検討会の様子が分るような記載も必要だと思います。

1. 報告書のスタイルについて

クローズな報告書ならば、関係者の中で理解される程度の記載で良いかも知れないが、公開してパブコメを求めるとするならば、いわゆる「公衆」に対して各人がそれぞれの良識と合理的な判断の下に判断を行い、意見を述べられるように、適切なインフォームドコンセントを行うような内容になっていなければならないと考える。その点で、現段階では全体として極めて不十分と言わざるを得ない。

全体として、検討会がどのような目的で設置され、どのような前提条件で議論が行われ、何が決まり、何が課題として先送りされたのかが、明瞭に分かるような構成であることが望ましいと考える。

前文に組み込まれるとの事務局の説明であるが、どのような内容にするのか、早急に明らかにしていただきたい。(骨子だけでも先に)

「III.名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」において、まず、どのような形で検討会において議論が進められてきたのかについて、概要を記載しておくべき。

具体的には、まず、検討会がどのような前提条件のもとに議論が開始されたのか。事務局により事前に論点整理表が作成され、それに従って、順番に2周、計12回(最終的には15回?)に渡り議論が持たれ、意見の交換と集約が行われた。その間に、事務局により選定された外部専門家より、参考意見の陳述と質疑応答が図られた。また、事務局により、検討会とは別に主要企業・団体に対してアンケートが行われ、その内容について、検討会へ参考意見としての紹介があった。作業の中心は、あくまで論点整理表に基づく議論と認識している。

以上のような前提条件の下で、検討会では論点表に基づいて、議論が行われてきた。従って、報告書には、委員の意見のみ記載するのではなく、まず、各項目について、議論の前提を記述し、それについて、どのような議論が行われ、その結果、意見の集約をみた部分、課題として残した部分について、それぞれ明確になるような書式を取るべきと考える。それぞれを項目だてして別々に書く方がよいだろう。

2. 具体的な内容について

コモディティの取扱い、普及・啓発については、これまでの発言の繰り返しになるが、確認の意味もあり再度見解を述べておきたい。

コモディティの取り扱いについて

- ・コモディティとは、一般には「コモディティとは、エネルギー資源(原油・天然ガス他)、工業製品の原料となる金属系の資源(金・銀・銅・アルミニウム他)、穀物資源(小麦・ト

ウモロコシ・大豆他)といった国際市場で取引される素材全てを指したものの名称。」と定義されているようであるが、今回の ABS の議論におけるコモディティの定義と範囲については、さらなる議論が必要と考える。

- ・コモディティ商品については、通常は原料・素材として購買された時点で、利益配分は行われていると解釈される。新たに利益配分は発生するのは目的外使用される場合となるという点では、委員の間に異論のないところであるが、目的外とは具体的にはどういう状況を指すのか、という点についてはコモディティの定義が定まらなければ議論が進まないものとする。

例えば、ある植物を食品原料として購入し、ジュースを製造する場合と、その植物を化粧品原料として購入し、化粧品を製造する場合について、前者と後者は双方ともコモディティの目的範囲内の使用となるのか？なるとする時、使用目的を明らかにせず市場で購入し、化粧品を製造した場合にはどうなるのか？後者はならないとする時、化粧品原料として購入しながら、ジュース製造に転用した場合には、利益配分は取り消されて払い戻されるのか？

普及・啓発について

- ・ABS は専門性が極めて高く、一般の人々のみならず専門の担当部門や外部のアドバイザーを持たない事業者（特に中小・零細事業者）には難解な内容である。まずは知識の普及啓発に対して取り組むことが緊急の課題と考える。業界団体においても担当者を置くことができるようなところは少なく、公的機関における相談窓口の設置が必要だろう。
- ・食品業界は中小零細事業者が多く、「信頼あるコレクション」**にアクセスできない、あるいは知らない事業者も多いと考えられる。「信頼あるコレクション」を経由せずに利用するような場合でも、複雑ではなく分かりやすく利用しやすいシステムであることが望ましい。

以上